

2019年11月6日

兵庫県知事

井戸 敏 三 様

日本共産党兵庫県会議員団

団 長 ねりき 恵子

2020年度予算編成に対する申入書

2020年度予算に向けた各省庁の概算要求総額は、約105兆円と過去最高を更新しました。「歳出改革」の推進と同時に、今後、予算編成の中で「新しい日本のための優先課題推進枠」という別枠と消費税増税に伴う「経済対策」の積み増しを認める「経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太の方針)」に沿ったもので、総額はさらに膨らむ可能性があります。

税制「改正」では、大企業の税負担を圧縮する連結納税制度について事業再編を行いやすくしたり、大企業がベンチャー企業に投資した際に減税する仕組みを創設するなど、大企業支援策の拡充です。

消費税10%への増税が10月強行され、その前後には廃業する事業所が相次ぎました。日本経済は、消費不況と実質賃金が落ち込んだままで、世界の景気は、リーマンショック並みに悪化しており、世界の趨勢は庶民減税である中で、増税強行は、日本経済の破たんを招くものです。

社会保障では、高齢化などに伴う「自然増」を、5,300億円の範囲内に抑え、不十分な医療・介護体制や低年金などは放置する一方、軍事費は、今年度当初予算より648億円多い5兆3,223億円と過去最大になりました。

また、国土交通省の公共事業予算では「効率的な物流ネットワークの強化」に19年度比38%増となる5,106億円を要求、東京オリンピック後を見据えた新事業への調査費用も盛り込むなど、今年度当初予算比1.18倍の7兆101億円となっています。

台風15号、台風19号は、関東、東北、甲信越、東海など広い範囲に暴風、高潮、集中豪雨による河川決壊、土砂災害など甚大な被害をもたらしました。地球温暖化を背景にどこでも起こり得るものとして、人命と家財を守る対策こそ最優先にすべきです。

兵庫県におかれては、県民の命と財産、社会保障、雇用を守る立場で2020年度予算編成を行っていただきたく、660項目にわたって要望します。

日本共産党兵庫県議会議員団

団長

農政環境常任委員会委員

ねりき 恵子

宝塚市選出

産業労働常任委員会委員

いそみ 恵子

西宮市選出

政務調査会会長

建設常任委員会委員

きだ 結

東灘区選出

総務常任委員会委員

庄本 えつこ

尼崎市選出

政務調査会副会長

健康福祉常任委員会委員

入江 次郎

姫路市選出

目次

《 企画県民部 》	・ ・ ・	p 0 4
《 健康福祉部 》	・ ・ ・	p 1 5
《 産業労働部 》	・ ・ ・	p 2 8
《 農政環境部 》	・ ・ ・	p 3 5
《 県土整備部 》	・ ・ ・	p 4 5
《 企 業 庁 》	・ ・ ・	p 5 5
《 病 院 局 》	・ ・ ・	p 5 7
《 教育委員会 》	・ ・ ・	p 5 9
《 警 察 》	・ ・ ・	p 7 2

《 企画県民部 》

1. 国に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、安保関連法（戦争法）・特定秘密保護法・共謀罪の廃止、憲法9条を守ることを求めること。

2. 国に対し、核兵器禁止条約への署名を求めること。

3. 2014年の消費税5%から8%への大増税の結果、5年半たった現在も景気は回復せず、家計消費も実質賃金も大きく落ち込み、消費不況が続いている。8%への大増税が重大な経済の失政であることは明らかである。消費税10%増税は失政に失政を重ねるものである。経済、景気、くらしを回復するうえで8%増税以前に戻すことが緊急に求められる。消費税を5%に減税することを国に要望すること。

4. マイナンバーについては、交付から3年半になるが普及は県内でも15.7%と進んでいない。これは多くの県民が必要を感じていないとともに、個人情報管理に不安をもっているからである。また、マイナンバーにともなうセキュリティクラウドは、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能な中、一元管理による情報集積で攻撃されやすく、情報流出、重大なプライバシー侵害や成りすましなどの犯罪に使用されるおそれがあり、国民の不安と不信がますます強まっている。しかも徴税強化と社会保障削減を県民に押し付けるものとなり、また中小業者には多大な負担となり、県民にはほとんどメリットはない。国に中止を求めるとともに県は中止すること。県職員への全員取得の押し付けをやめること。

5. 原発問題について

(1) 関西電力幹部らが福井県高浜町元助役から多額の金品を受け取っていた問題が発覚した。株主として関電に対し、強く抗議をするとともに徹底調査による全容解明と情報公開を求めること。

(2) 頻発する地震や豪雨災害など、改めて災害による原発事故発生の危険性が高天つ

ており、避難計画の実効性に疑問が出されている高浜原発の運転停止をはじめ、原発の再稼働を中止するよう、国と関西電力に求めること。とりわけ危険性の高い老朽化原発の再稼働は断念するよう求めること。

- (3) ひとたび事故を起こせば取り返しのつかない事態を引き起こす。使用済み核燃料の処分の方法を人類はもっていない。兵庫県は、これまでの原発を含むエネルギー政策を転換し、「即時原発ゼロ」を表明し、国にも要請すること。
- (4) 国の責任で放射能汚染対策、賠償を実施すること。電力各社が積み立てている使用済み核燃料の再処理に充てる積立金や、高レベル放射性廃棄物の最終処分のための積立金などを、メガバンクの貸し手責任を明らかにしたうえで、国の責任で除染や賠償、廃炉の費用に充てること。

6. 再生可能エネルギーの普及・促進について

- (1) 2020年までに少なくとも県内エネルギー消費の2割を再生可能エネルギーでまかなう目標と計画を持つこと。県の長期展望について原発ゼロ、脱化石燃料を柱にして、電力に占める再生可能エネルギーの割合の2030年目標を40%に引き上げること。
- (2) 再生可能エネルギー導入促進のための支援策を打ち出すこと。家庭用太陽光発電設備への支援は補助金制度を復活すること。
- (3) 風力発電や太陽光パネル設置については、自然環境や自然災害対応に十分配慮し、地元住民合意の上で計画をすすめること。
- (4) 新温泉町に計画されている風力発電は、21基もの巨大風車を山中に設置する全国最大級の計画であり、絶滅危惧種のクマタカなど貴重種が生息する豊かな生態系を破壊するばかりではなく、自然林の中に巨大な構造物ができることで災害の危険性も大きく、中止を強く求めること。
- (5) 小水力発電を推進するため、先導的に、県営ダム・県管理河川などを活用し、小水力発電設備を整備すること。
- (6) 県下の市町や、住民、中小事業者などが実施する自然エネルギー導入に対し、小水力発電への初期費用支援のような支援制度をつくり、幅広く活用できるよう普及すること。

7. 石炭火力発電所建設を認めない、県独自の条例をつくること。

8. 災害対策・防災対策の強化について

- (1) 今年の台風15号、19号は日本列島に甚大な被害をもたらせた。被災地の復旧・復興支援のための応援職員派遣とともに、県の災害・防災対策を強化すること。
- (2) 災害対策の観点から、公共工事を大型開発・新規事業優先から防災と老朽化対策へ抜本的に転換すること。
- (3) 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。
- (4) 昨年の21号台風の甚大な高潮被害を受け、水防法による「高潮による浸水想定区域図」が公表されているが、自助・共助で逃げるという避難対策だけではなく、抜本的な高潮対策が急がれる。全県下の海岸・河川の調査を急ぎ、結果の公表とともに、護岸の嵩上げなど抜本的な対策を行うこと。
- (5) 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめ、県防災計画を見直すとともに、必要な堤防補強工事も行うこと。
- (6) コンビナートのタンク（500kl未満を含め）等については、耐震化、護岸や地盤の液状化対策など、事業者任せにせず、県の責任で、地盤工学等の専門家の意見も聞き、地震・津波対策を強化すること。ソフト面での避難対策についても、県としてイニシアティブを発揮するなど、県民の命と安全を守る万全の計画にすること。
- (7) 津波浸水区域や土砂災害区域における避難経路の安全性の確保とともに避難誘導の体制を構築すること。防災無線の各戸受信システムなどへの支援を市町とともに行うこと。避難所については調査を行い安全性等の対策をすすめ、市町を支援すること。
- (8) 住民参加で、コミュニティー単位での「防災まちづくり計画」をするための支

援を、市町とともにに行い実効性ある体制をつくること。

(9) 災害情報の内容と伝達方法の改善

ア．災害時、障害者、高齢者、難病患者、外国人等への確に情報が伝わる対応を準備しておくこと。

イ．「ハザードマップ」については、住民が見てよく理解できる内容に改善し、住民の共通認識になるまで周知徹底すること。

(10) 災害時には、災害救助法を最大限活用すること。また、「被災者生活再建支援法」について、支援金額の上乗せ、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にすることなどの改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場の再建は、地域経済の復興に欠かせないものであることから、支援対象にしないとするこれまでの県の対応を根本から改め、中小企業庁が今年度新設した、中小企業・小規模事業者も支援できる「自治体連携型持続化補助金」を、山形県のように県として制度化すること。

(11) 地震や豪雨被害に対する恒久的な県の独自支援制度をつくること。

(12) 災害の際、最前線で重要な役割を果たす土木事務所や健康福祉事務所等のマンパワーの充実を図ること。

9. 消防体制の強化について

消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

10. 阪神淡路大震災被災者支援について

- (1) UR借り上げ県営住宅については、希望する全ての入居者が、安心して住み続けられるようにすること。県土整備部と協力し、URからの買取りや契約延長を行うこと。入居継続の判定委員会については、会議の公開、書類審査だけでなく申請者が直接訴えできるようするなど、入居者の実情がより公平・中立に反映し、より「柔軟な対応」ができるよう改善すること。
- (2) 県外避難している被災者にたいする親身な相談活動や相談活動を継続すること。
- (3) 災害援護資金貸付金については、法律（災害弔慰金法）の一部改正にともない、免除基準が明確にされ、返済免除対象が拡大された。しかし、所得150万円超の

少額返済者及び行方不明者などは引き続き返還の対象者となっている。生活困窮者はすべて免除対象者とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、国に強く求めるとともに県として市町を支援すること。

1 1. 地方自治をめぐる問題について

- (1) 関西広域連合による、国の責任、国民の安全、安心が後退する国出先機関の廃止・「丸ごと移管」は行わないこと。また、広域交通インフラとして北陸新幹線やリニアモーターカーなどの大型開発推進をやめること。
- (2) 地方自治を壊す道州制導入に反対し、住民の福祉増進を図る地方自治体の本来の役割を果たすために、地方財源の保障を国に求めること。
- (3) 「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこなひ、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。
- (4) 地方創生推進交付金を使つての委託・補助事業は、地元の中小企業を優先すること。また、「兵庫県規制改革推進会議」については、行き過ぎた規制緩和ではなく、住民の福祉増進に資するものとする。

1 2. 「行財政運営方針」について

- (1) 県民いじめの行財政構造改革を追従する行財政運営方針は廃止すること。
- (2) 行財政運営方針は、人件費や社会保障を抑制する一方で「基幹道路8連携軸」など、従来通りの不要不急の大型公共工事を優先する方針となっている。行革を追従する行財政運営方針は中止し、県政運営を抜本的に改め、防災・減災型公共工事への転換と、行革によって削減された医療費助成制度の復活、社会保障の拡充を行うこと。
- (3) 職員3割削減を維持するのではなく適正な職員配置を行うこと。人件費削減（教職員）ありきの財政フレームを見直し、少人数学級実現・教員のワークライフバランス実現のためにも教職員配置を充実すること。
- (4) 社会保障費については、国が示す自然増分に沿った枠組みに抑制するのではなく、

県単独の社会保障費を充実すること。

- (5) 保健医療計画については、病床削減を押し付ける地域医療構想や、医療サービスを後退させる圏域連携・統合は中止すること。
- (6) 水道事業については、経済性の追求に偏った広域化・施設統廃合でなく、多発する自然災害に備えたリスク分散を行うこと。
- (7) 進捗調整地については、住民に説明することなくの県有環境林活用するのではなく、過去の事業失敗の総括や、時価評価を行い県民に明らかにすること。
- (8) 「公共施設等総合管理計画」については、市町や県民の意見を十分に反映し、安易な県立施設の統廃合や移譲を進めないこと。
- (9) 公的責任を後退させる指定管理や、個人情報漏えいの懸念がある県民サービスの民間委託を広げないこと。

1 3. 県庁施設などについて

- (1) 県庁舎再整備については、地元住民や関係団体の意見をよく聞き、住民福祉向上のための県庁舎再整備及び周辺整備とすること。県民の財産は県民の福祉向上に資する施設として整備すべきであり、超高級ホテル等の誘致はやめること。
- (2) 阪神北県民局と阪神南県民センターの統廃合は行わないこと。

1 4. 県職員の定数・処遇について

- (1) 来年度から「会計年度任用職員」制度が導入されるが、恒常的業務には、正職員を配置すること。
- (2) 県職員の給与について、すべての「行革」独自カット分の回復をおこなうこと。給与削減につながる「給与制度の総合的見直し」はやらないこと。
- (3) 正規職員を増員し、違法なサービス残業の根絶と長時間労働を解消すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、正規職員化を進めること。「公契約条例」制定で官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。
- (4) 県外郭団体やそこで働く雇用者に対し、労働契約法改正に伴う無期雇用転換ルールを周知徹底し、無期雇用への転換を促すこと

- (5) 女性職員の管理職への登用目標 15%を 2020 年度に達成させること。
- (6) 職員の自殺や精神疾患の問題では、上司の責任を含めた原因究明と、職場環境の改善に努めること。

15. 県の税収、財政対策について

- (1) 大企業と富裕層への優遇・不公平税制を見直し、応分の負担を求めることを中心に据えた税財政対策を行い、消費税を 5%へ減税するよう国に要請すること。
- (2) 税収確保の基本は、県民の所得を増やす対策をすすめることにある。職員削減、公共施設統廃合、社会保障削減、増税でなく、賃上げや社会保障の充実が求められている。行き過ぎた徴税対策は見直すこと。
- (3) 自動車税・自動車取得税の障害者減免の障害区分について、2011 年度以前にもどすこと。また家族分についても認めること。
- (4) 税収業務の個人情報扱う業務の民間委託について、委託業者からの再委託などが繰り返されており、個人情報保護の観点からも懸念があり、委託しないことも含めて事業を見直すこと。

16. 消費者行政の強化について

- (1) 消費生活相談を生活科学総合センターに集約したが、消費生活相談員の正規雇用化、ベテランの配置など体制の強化につなげること。人員削減をしないこと。
- (2) 特定商取引法にもとづく悪質業者の規制を強化すること。

17. 私学助成の拡充について

- (1) 国の就学支援金と県単独制度の拡充について

ア. 国は、2020 年 4 月から「年収 590 万円」以下の生徒に支援金を支給し、私立高校の実質無償化をめざすとしているが、対象になるのは 3 割である。私立高校就学支援金制度の所得制限を撤廃し、生徒全員を対象にし、入学金、授業料、施設整備費の無償にするよう、授業料補助単価の引き上げを国に求めること。

イ. 県の授業料軽減補助については、すべての生徒を対象にし、所得制限を撤廃し、実質無償化となるように制度を拡充すること。当面、年収 910 万円未満世帯ま

では引き上げること。国の就学支援金が増額することを理由に、県の授業料軽減補助予算を減らさないこと。

ウ．県外私立高校へ通う生徒への補助額を、県内生徒と同額に戻すこと。

エ．専門学校、外国人学校への授業料軽減補助を増額すること。

(2) 私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県の経常費補助については、授業料軽減補助のための交付税増額分をカットすることなく拡充すること。経常費補助と授業料軽減補助は、それぞれ拡充を図ること。

(3) 国に給付制の奨学金制度の創設を求めること。県の「高校生等奨学給付金事業」は、年収 250 万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、対象を広げること。

(4) 朝鮮学校への補助金削減を撤回しもとにもどすこと。

(5) 私立小・中学校の授業料補助制度に、県単独事業の上乗せを検討すること。

(6) 高等学校への通学費補助を創設すること。

18. 県立大学について

(1) 兵庫県立大学の運営にあたっては、公立大学として大学の自治と学問・研究の自由を守り、外部資金や競争的資金にたよるのではなく、交付金を減らさず、研究費を拡充し基礎研究を大切にするため、公的責務をはたすこと。

(2) 県立大学の入学金・授業料を値下げし、県内学生に対する「入学金減免措置」を行うこと。給付制の奨学金制度を創設すること。

19. 職業教育支援について

専門職大学を新しく設置することになったが、既存の大学、専修学校等で行われている職業教育への支援を充実させること

20. 子どもの環境の安全・安心、青少年の健全育成について

(1) 批准されて 25 年が経過した「子どもの権利条約」の普及・啓発に全庁的に取り組むこと。

- (2) 携帯・インターネットによる犯罪などにまき込まれないよう、また有害メディアから子どもを守る、教育・啓発を全児童・生徒を対象にすすめること。

2 1. 男女平等・多様性社会づくりについて

- (1) 自営業や農業、漁業に携わる女性の自家労賃を認めるよう所得税法を改正し、税金制度や社会保障制度の改善を国に要求すること。県下の実態を調査し、地位向上のための施策をすすめること。
- (2) 安倍内閣の「女性の活躍」を名目にした労働規制緩和や配偶者控除の廃止に反対すること。
- (3) 男女共同参画センターの充実と専門的知識をもった職員を増員すること。また、施設の増設を図ること。
- (4) 企業に対し、男女の賃金格差やパート労働者への差別的取り扱いの禁止、育児や介護の休業・休暇の取得の保障、復帰後の不利益扱いを行なわないよう働きかけるとともに、実効あるものとする。
- (5) 各県立病院で女性専門外来を設置し、保健所での女性専門相談窓口を開設すること。
- (6) 各種審議会の女性委員や、県の管理職への女性の登用目標 35%を引き上げ、実施すること。
- (7) 「男女平等・多様性社会推進会議」などを設置し、社会のあらゆるところから女性差別をなくし、女性も男性も平等に、人間らしく生きることのできるジェンダー平等とともに性の多様性を尊重しあう社会の実現に向けて、性的マイノリティーの人権について理解を深める取り組みを行うこと。
- (8) 2019 年 5 月にハラスメント防止法が成立したが、雇用主への努力義務にとどまっており禁止規定も罰則規定もない。国連で 6 月に採択されたハラスメント禁止 ILO 条約を早期に批准し、ハラスメント防止法を実効性あるものに改正するよう国に求めること。

2 2. 芸術文化振興について

- (1) 表現の自由を保障し地域に根ざした文化芸術を振興するための基本となる条例

を制定すること。

- (2) 芸術文化振興費を大幅に増やし、県内で活躍している芸術家や創造・鑑賞団体、各市町の文化活動などへの支援をいっそう強めること。
- (3) 芸術文化センターの施設や附属設備の利用料について、県民の文化活動や学校などの活動に対する利用料割引制度をつくること。
- (4) 教育委員会と連携し、青少年の文化活動の推進や鑑賞活動への助成を拡充すること。
- (5) 尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）の練習場や資源保管庫、演劇関係の資料館など施設の拡充を図ること。また、劇団員の生活保障、活動運営費の改善・引き上げをおこなうこと。
- (6) 低廉な県立ギャラリーを各地に新設すること。使用料減額をおこなうこと。
- (7) 宝塚の映画文化の発掘・継承のために、フィルムコミッションや映画ライブラリーの設置など県民の活動を支援するとともに、県として積極的にとりくむこと。
- (8) 歴史的・文化的に価値のある古文書、公文書などの保管・研究をすすめる施設や体制を県としてつくること。

2 3. 真の県民参加をすすめる県政へ

(1) 公文書管理条例について

公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、県民の知る権利を保障するものであることを踏まえ、

ア. 廃棄については、廃棄予定文書ファイルについて公文書管理委員会の意見を聞くこと。ファイルリストを公示し、県民がチェック、異議申し立てをできる仕組みにすること。

イ. 指定管理者、出資法人についても、県が県民に責任を持つ施設等であることから、公文書等と同等にすべきであり、管理規則を設け公表すること。

- (2) 県民への県政の情報公開を大きくすすめ、重要な問題については、住民意見を反映するための公聴会等を開催し、審議会等への公募による住民参加を大幅に増やすこと。
- (3) 「パブリックコメント」は、十分な期間や県民からの反対意見を反映する仕組

みなど、抜本的な改善をすること。

- (4) 投資事業評価については、住民に公開し、住民推薦のメンバーを入れることや、代替案の検討などで、十分な審議をつくすこと。
- (5) 県政へ意見・提案を述べられる「さわやか提案箱」をホームページ上だけではなく、郵送などでも広く受け付けること。

2 4. 市町との関係について

- (1) 市町と共同で行っている事業の補助率削減や、市町に事業や施設の押し付けを行わないこと。事務移譲にあたっては市町の意向を尊重し、財源保障をすること。市町の独自性を損なうような県職員の出向や、県幹部の天下りは行わないこと。
- (2) 専門職などの人材確保などに困難がある市町にたいし、十分な議論なく、一方的に権限と仕事を押し付けることがないようにすること。

2 5. NPO認証団体に対して、税制上の優遇措置、公的施設の利用料減免、運営資金援助制度の拡充を行うこと。市町ボランティア活動支援事業を拡充すること。

2 6. 憲法と平和を守る県政へ

- (1) 11月17日に、「全国首長九条の会」が正式結成される。知事として趣旨に賛同し「全国首長九条の会」に参加すること。
- (2) 憲法9条を守り、戦争体験を継承し平和を願う県民の自主的な取り組みに対し、支援すること。また、戦争や被爆の経験を語り継ぐ事業や被爆者援護の活動強化をすすめること。
- (3) 沖縄新基地建設問題は民意を反映し、辺野古への移設を行わないよう国に求めること。また日米地位協定の見直しを国に求めること。
- (4) 防災訓練への在日米軍の参加要請を行わないこと。
- (5) 非核・平和宣言にもとづき、被爆者の認定など、被爆者への相談・支援体制を強化すること。県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を適用すること。
- (6) 日本の侵略戦争を認めない安倍首相の歴史認識が、東アジアの平和と外交に重大な障害をもたらしている。旧日本軍「従軍慰安婦」問題について、2015年に合

意した日韓合意では、被害者や支援者から受け入れられないとの批判が強い。日本の公式謝罪と賠償責任が果たされるよう国にもとめること。また、強制連行・労働を強いた徴用工問題、中国残留日本人問題、シベリア抑留者、治安維持法犠牲者、原爆・大空襲などの民間被災者問題など、未解決の戦後補償問題について、国の責任を明確にするよう働きかけ、被害者の立場に立った解決に向け尽力するとともに、県内の被害者に必要な支援を行なうこと。

- (7) 「北東アジア地域自治体連合」(1996 年設立) などの活動を重視し、北東アジア・日本海の非核化の実現、日韓関係正常化のため、県独自の「自治体外交」を具体的に行うこと。その際、「日本の侵略戦争・植民地支配は誤りだった」との明確な姿勢にたって、アジア諸国等との友好施策をすすめること。
- (8) 自衛隊が住民を監視・情報収集し、県下でも住民運動が監視リストに載せられていた問題について、県民の人権、民主主義を蹂躪する重大問題として、県として厳しく抗議するとともに、このようなことが二度とないよう申し入れること。
- (9) 高校生などを対象に自衛隊入隊を勧誘する業務などには県は協力しないこと。自衛隊法 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令 120 条は、義務ではなく「できる」条項であり、自衛隊入隊適齢とされる県民の名簿を自衛隊に提供しないこと。市町にも助言すること。
- (10) 自衛隊の長尾山演習場は、払い下げを国に求め、県立自然公園として県民の憩える場に整備すること。
- (11) 在日外国人らに対するヘイト・スピーチを規制する対策を講じること。

《 健康福祉部 》

1. 国民健康保険について

国保の都道府県化が 2018 年 4 月から始まったが、構造的矛盾の解決どころか保険料がますます引き上げられている。高すぎる保険料が払えず医療にかかれない県民が多数出ていることを直視し、国民健康保険制度を社会保障として充実するよう以下の

ことを求める。

- (1) 市町による一般会計繰入れ、独自減免等、保険料の抑制措置軽減措置を妨げないこと。
- (2) 国庫負担の大幅増額を国に求めるとともに、保険料引き下げのため「激変緩和措置」にとどまらない県の財政措置を講じること。
- (3) 均等割り（せめてこどもの均等割りはただちに）を廃止すること
- (4) 県調整交付金の配分に収納率や保険者努力制度の実施状況による格差をつけないこと。
- (5) 県調整交付金（２号）の、市町による一部負担金減免措置への補てんは維持・充実すること。
- (6) 自治体独自の医療費助成に対する国庫負担金減額調整措置を未就学児以外も廃止するよう国に引き続き協力を働きかけること。それまでの間、県から減額分全額の財政措置を行うこと。
- (7) 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいることから、資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。

2. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止することを国に求めるとともに、それまでの間、保険料を引き下げる県独自の減免制度をつくること。
健診費用に対する県の財政支援を行うこと。健診メニューをせめて国保並みにするとともに、20%台の検診受診率を引き上げること。
- (2) 口座引き落としになっていない低所得の高齢者をはじめ支払い能力のない加入者への財産差押や短期被保険者証発行はやめるよう、広域連合に求めること。
- (3) 保険料軽減特例見直しによる元被扶養者などの負担増の軽減をはかること。

3. 生活保護について

- (1) 申請書さえわたさない、親族への確認や人権を無視する窓口対応、ゆき過ぎた

就労指導で保護廃止へつなげるような対応を改め、懇切丁寧な対応が行われるように、あらためて市町に徹底すること。

- (2) 2013年度からの生活保護基準の引き下げや、2015年度からの住宅扶助、冬季加算減額などの影響を調査し、引き下げ中止を国に求めること。また、就学援助や基準額引き下げに連動した各種減免制度の実態を調査し、是正すること。現在検討中の母子加算の見直しなど、さらなる基準引き下げに反対すること。
- (3) 廃止された老齢加算は、「正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたり違法」との判決もでており、復活するよう国に求めること。

4. 介護保険について

- (1) 要支援者（要支援1・2）の訪問介護と通所介護の保険給付外しの撤回を国に求めること。総合支援事業については、現行相当サービスが維持できるよう県として市町支援を行うこと。要介護1・2の認定者についても、訪問介護と通所介護などのサービスの保険給付外しに反対すること。
- (2) 特別養護老人ホームの待機者解消のため、整備費補助の単価を抜本的にひきあげる。また、地域のケアの核となる高齢者の入所・通所・在宅支援の小規模多機能施設を各地域に建設すること。
- (3) 介護・福祉労働者の処遇改善のための補助制度を充実させ、人材養成事業を拡充すること。
- (4) 利用料2割負担導入の影響を調査し、3割負担導入は中止を国に求めること。県として利用料軽減制度を創設すること。
- (5) 財政基盤安定化基金の取り崩しを国に求めるなど、第8期保険料の抑制をはかること。県独自の保険料減免制度をつくること。
- (6) 介護事業所の休・廃止、サービスの中止などを調査し、介護保険における国庫負担割合の引き上げと介護報酬の引き上げを国に求めること。
- (7) 補足給付における資産要件は廃止を国に求めること。資産調査不能の場合も入所申込を受けつけるよう、市町、事業者等に求めること。

5. 高齢者福祉について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

ア．少なくとも必要な高齢者が「現行相当サービス」を受けられるよう、報酬に対する県の支援を行うこと。

イ．事業所の参入状況や、サービスの提供内容に市町間格差が生じていることから実態調査を行うこと。

(2) 認知症高齢者の行方不明・身元不明の早期発見につながる「見守り SOS ネットワーク事業」など、地域の見守りの仕組みを強化すること。また、高齢者の認知症予防のため、早期受診を促進すること。

(3) 未届けの有料老人ホーム等の高齢者施設について、実態把握を行い、指導を強化すること。

(4) 高齢者向けの 24 時間 L S A 配置の実施をすすめること。

6. 医療について

(1) 厚生労働省が公表し、促進している病院統合再編は、地域の実情を無視し、全国一律で机上の論理だけで押し付けようとする乱暴なものであり、抗議し撤回を求めること。地域医療を後退させ、地域の過疎化をますます加速させる統合再編は行わないこと。

(2) 「地域医療構想」は、地域医療のニーズや在宅医療の現場の実態とはかけ離れて必要な病床削減につながりかねないものとなっていることから見直すこと。「病床機能転換」を押しつけないこと。

(3) 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院、県立西宮病院と西宮市立中央病院、三田市民病院と済生会兵庫病院、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院など、公立病院の統合再編計画については、住民の意見を十分に聞き反映させ、地域医療の後退につながらないようにすること。跡地の後医療機能を確保・充実を図ること。

(4) 阪神北と阪神南圏域、西播磨圏域中播磨圏域の二次医療圏の統合が行われたが、どこに住んでも均等に医療提供できるよう医療体制を充実・強化すること。

(5) 療養病床の介護医療院への転換を押しつけないこと。

(6) 医師数の抜本増を国に求めるとともに、特に県内で不足している産科、小児科、

麻酔科等の医師養成をはかること。へき地への県養成医師の派遣研修先の決定については、研修医の同意に基づき派遣先を決定すること。

(7) 看護師不足への対策の強化について

ア. 民間・公立の学校を問わず、看護師養成数を増やすこと。

イ. 看護師養成の観点から看護師奨学金制度の創設を行うこと。

ウ. 看護職員復職支援研修助成事業を拡充すること。

(8) 救急医療体制の充実のため、二次輪番病院への補助制度を創設するなど支援を充実し、引き続き、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。

(9) 1次・2次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足しているNICUをさらに増床し、総合周産期母子医療センターを地域バランスも考慮して、さらに整備するなど、周産期医療を拡充すること。

(10) 無料低額診療事業を実施する医療機関への財政支援を行い、県立病院でも実施をめざすこと。また、保険薬局も無料低額診療事業の対象になるよう国に働きかけるとともに、実現するまでの間、自己負担に対する県独自の助成制度を設ける

(11) 肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化を国に求めること。

(12) 東京のコールセンターに委託された小児救急医療電話相談事業（＃8000）について。

ア. 症状や、受診の必要性を相談できても、受診可能な医療機関の案内がされないという声があるので、調査して、改善を図ること。相談件数・内容・結果の分析と公表を行い、課題が改善できなければ、臨床経験に富み、県内の医療資源の実情などをよく把握する人材体制で実施すること。

イ. 受診か救急車要請かを判定する＃7119とは事業内容が違うことから、＃8000と＃7119はそれぞれ充実させること。

7. 福祉医療について

(1) 重度障害者、乳幼児、こどもの福祉医療費助成の所得制限の世帯合算方式はやめ、助成内容、対象を拡充すること。

(2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限を緩和すること。

- (3) 乳幼児・子ども医療費助成は、通院・入院とも義務教育終了まで所得制限を撤廃し、完全無料化をはかること。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳２級所持者を重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (5) 内部障害については障害者認定２級がないため、障害者認定３級まで重度障害者医療費助成事業の対象とすること。
- (6) 福祉医療費助成制度において、院内処方の医療機関にかかる場合と院外処方の医療機関にかかる場合に、自己負担に差が生じないように、保険薬局での自己負担はないようにすること。

8. 保育について

- (1) 認可保育所の増設を基本に保育の質を確保しつつ、早期に待機児童解消をはかること。潜在的な待機児童も考慮した目標と計画に見直すこと。
- (2) 保育士配置基準の改善を急ぐよう、国に働きかけるとともに、県として加配等への支援を行うこと。
- (3) 保育士配置基準の上乗せや看護師の配置、乳児室の面積基準、こども家庭センターとの連携、障害児への対応などの規定を条例に追加すること。
- (4) 保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても、民間福祉施設運営支援事業の充実など、財政支援を行うこと。県内での保育士養成を強め、研修制度や再就職支援などを充実すること。
- (5) 新制度における地域型保育などで、保育士資格者の配置が充実できるよう市町を支援すること。
- (6) 保育料無償化に合わせて、対象となっていない０～２歳児の保育料、副食費についても無償化すること。また無償化の対象となっている認可外保育所については保育の質が確保されるよう当該保育園に促すとともに行政としても支援を行うこと。
- (7) 認定こども園「わんずまぎー保育園」のような事件が二度と起こらないよう無認可保育所のまま「認定こども園」として認定できるしくみを見直すこと。幼保連携型以外の認定こども園についても、認定前の事前チェックを強化すること。類型を問わず年１回以上の監査を行えるよう、人的体制を強化すること。

(8) 学童保育について

ア. 「概ね 40 人」という省令基準を超え、70 人以上、100 人以上の登録児童を擁する大規模な学童が多数存在することから、大規模・過密解消のため、施設整備をすすめること。

イ. 運営費について、国に財源確保を求めるとともに、県の補助を充実すること。

ウ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。

エ. 放課後児童指導員の処遇改善事業が市町で予算化されるよう支援を強めること。

オ. 保育の質を担保するため、放課後児童支援員の資格と配置の基準をこれまで通り、従うべき基準として位置づけるよう国に対して要請するとともに、市町にも助言すること。

9. 安心して子どもを産み、育てることのできる兵庫県へ

(1) 特定不妊治療費助成について、所得制限をなくすこと。

(2) 妊婦健診は全額公費となるよう市町へ補助を行うこと。また、出産費用を補助する制度を創設すること。

(3) 感染拡大が問題になっている風疹ワクチンを確保すること、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対しての財政支援強化と、ワクチンのいっそうの安全性の確保、向上、風疹ワクチンの補助を国に求め、県も補助すること。

(4) 産科・小児科医不足の対策強化について

ア. 抜本的に医師数を確保するために、国に医学部の定員増を求めるとともに、産科医・小児科医の確保につとめること。

イ. 正常なお産は、助産師が扱えるよう、院内助産所のとりくみや助産師の研修、施設設備整備費の補助を強化し、院内助産所・助産師外来の開設を促進すること。

10. 障害者施策の充実について

(1) 旧優性保護法による、強制不妊被害者への「救済法」を受けての一時金支給について、県は特定できた 65 人には個別通知を出し説明することとしたが、さらに、県内被害者の実態調査を行うとともに、国に対し、謝罪と全容解明、人権救済を求

めること。また、県として「不幸な子供の生まれない施策」を推進してきたことへの反省と謝罪を行うこと。

(2) 障害者雇用の水増しは許されない。県は、率先垂範し障害者雇用を確実に進めること。

(3) 障害年金の打ち切りについて県内の実情を把握し、必要な対策を講じること。

(4) 障害者差別解消条例制定を検討し、県内の行政機関はもとより事業者に対しても合理的配慮の提供について徹底すること。

(5) 「障害者総合支援法」にもとづく応益負担の完全廃止、介護保険優先原則の廃止を国に求めること。

(6) 65才以上の高齢者及び特定疾病者が、画一的に介護保険利用を強要されることなく障害サービスを必要に応じて利用できるよう、国の通知に基づき、一律の基準を設けている市町に是正を求めること。

(7) 相談支援事業、障害サービス提供の事業者参入がすすむよう、報酬引き上げを国に求めるとともに、県の支援を強化すること。

(8) 地域生活支援事業について

ア. 市町間でのサービス内容や利用料負担の格差をなくすよう指導を強め、兵庫県として財政支援を行うとともに、国の予算を増やすよう求めること。

イ. 盲ろう者の社会参加には、通訳・介助員が不可欠である。利用制限は、自立・社会参加を阻害するものである。通訳・介助員の派遣事業を抜本的に拡充し、必要な場所、時に派遣できるようにすること。

ウ. 通勤・通学時、入院時、緊急時にもホームヘルパー・ガイドヘルパーが利用できるようにすること。

(9) 遅れているグループホーム整備を急ぎ、整備費補助を引き上げること。

(10) 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自補助をひきつづき行うこと。

就労支援施設の運営実態について調査を行い、支援を強化すること。利用料の無料化をはかること。

(11) ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。

- (12) 県東部リハビリテーションセンターの設置にあたっては、重度心身障害児者の療育リハビリが適切に行えるよう医師、PT、OT など専門職の確保・養成を急ぐこと。
- (13) 医療ケアが必要な重症心身障害児のショートステイなどの一時預かりについて、老人保健施設、特別養護老人ホームなどで受け入れるのではなく、安心して預けることのできる施設を拡げること。
- (14) 自立支援医療における低所得者の患者負担を障害サービス等と同様に無料とすること。
- (15) ひょうご盲ろう者支援センターの周知・充実をはかり、盲ろう者の社会参加を進めること。
- (16) ひょうごスマイル条例が施行されたが、手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定を独自にすすめること。
- (17) 聴覚障害者の自立と社会参加をすすめる上で、手話通訳を養成するなど支援体制を整備すること。手話通訳者の身分保障をすること。
- (18) 聴覚障害者情報支援センターは、手話通訳者の派遣や養成、相談など聴覚障害者の自立と社会参加を支える重要な役割を担っており、運営費の増額とともに体制強化をはかること。
- (19) 精神障害者相談員制度を法制化し、家族に対する支援策を講じるよう国に求めること。県としても保健師などによる相談体制を強化すること。
- (20) 精神障害者も身体・知的障害者と同様に公共交通機関の割引制度の適用対象となるよう交通事業者に働きかけること
- (21) すべての透析患者が障害等級 1 級に認定されるよう、引き続き国に求めるとともに、県独自でも透析基準が 1 級に認定されるよう社会福祉審議会に積極的に諮問すること。
- (22) 障害サービスを担う職員の処遇改善のための県の財政支援を行うこと。

1 1. 難病患者への支援強化について

- (1) 医療費について、県独自に負担軽減をはかること。低所得の人工呼吸器装着者の負担を無料化すること。
- (2) 障害者手帳を保持していない難病患者も障害福祉サービスの利用が可能である

旨、通知を郵送するなど周知徹底すること。

- (3) 医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。
- (4) 療養生活環境整備事業を患者の要望にそって、拡充すること。
- (5) 障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。
- (6) 2015 年に新たに指定難病医療費助成制度が施行され、「重症度基準」にもとづく選別が行われるようになり、「軽症」と認定された多くの患者が医療費助成対象外とされた。「軽症」患者に対しても同助成の対象とするよう国に求め、県としても独自支援制度を創設すること

1 2. タバコ対策について

- (1) 小、中、高校生に対する防煙教育はパンフを配布するだけでなく授業として行い強化すること。企業検診と連携し、禁煙勧奨や経済的支援など禁煙支援にも力を入れたタバコ対策を推進すること。
- (2) 改正兵庫県受動喫煙防止条例の実効性を高めること。県民への啓発を同時に行うこと。

1 3. 年金制度の拡充について

- (1) 年金のこれ以上の引き下げをやめて、引き上げを国に強く求めること。
- (2) 物価スライドによる年金支給額の切り下げを中止し、低年金・無年金者をなくすよう国に求めること。
- (3) 年金の受給資格期間が 10 年に短縮されたことについて、国と連携しながら漏れのないよう県民に周知徹底すること。
- (4) 毎月給付を国に求めること。

1 4. 疾病対策の強化について

- (1) がん・肝硬変治療も含めて、すべての B 型・C 型肝炎患者に医療費と補償金が支払われる改正を国に求めること。また県として肝炎治療費補助などの支援を行うこ

と。

- (2) 腎臓病および糖尿病性腎症の予防対策と、腎不全・透析治療に至らないための啓発、予防活動をすすめること。また、県立病院での透析治療について、日本透析医学会の認定医など、専門医を配置し、スタッフの確保をはじめ、体制整備をすること。
- (3) 結核対策を充実させるため、福祉施設等の結核罹患者の報告を徹底させ、利用者および職員の検診・治療等が迅速かつ適切に行われるよう、体制とシステムを整えること。
- (4) 脳脊髄液減少症について
 - ア．交通事故後の後遺症で苦しむ患者、外傷による脳脊髄液漏れ患者の実態調査を実施するとともに、患者に対する相談、援助の体制を拡充すること。
 - イ．脳脊髄液減少症についてさらに研究を推進するとともに、ブラッドパッチ療法を含め、「むち打ち症」の治療法の早期確立を国に求めること。
- (5) 生涯でがん罹患するのは、男性・女性とも 2 人に 1 人の割合となっており、早期発見、早期治療ができるよう、がん健診受診の対策を強化すること。

1 5. 石綿（アスベスト）被害対策について

- (1) 認定基準を緩和するなど、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を行うよう国に要望すること。阪神・淡路大震災後の復旧作業にあたられた方も含め、今後被害のピークを迎えると予測されることから、健康福祉事務所をはじめ相談体制を強化し、関係機関と連携して、早期診断、治療、被害補償につなげるようにすること。
- (2) (株) クボタ旧神崎工場の所在地である尼崎市小田地域は、国の疫学調査でも石綿疾患患者が突出して多く発生している地域であるにも関わらず、(株) クボタは因果関係を認めていない。クボタと国が責任を認めることとともに、すべての被害者が完全救済されるよう国に要望すること。
- (3) 石綿健康診断については、石綿取り扱い作業等を行っていた事業者に対し、全退職者を対象とした周知徹底・実施を行うよう厚労省に指導強化を求めること。

16. ホームレス支援について

- (1) 失業などで住居を失った人への総合支援窓口をつくること。
- (2) 一時保護施設等の確保・拡充へ支援を行うこと。
- (3) 支援団体等を通じて、無料低額診療制度を周知すること。
- (4) 宿泊所において、生活保護費をピンハネするなど、悪質な「貧困ビジネス」の実態を調査し、対策を行うこと。

17. 災害援護資金貸付金については、法律の一部改正に伴い、免除基準が明確にされ、返済免除対象が拡大された。しかし、所得150万円超の少額返済者及び行方不明者などは引き続き返還の対象者となっている。生活困窮者は全て免除対象とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、国に強く求めるとともに県として市町を支援すること。

18. 被爆者対策について

- (1) 原爆認定訴訟の判決の結果に則し、国に新認定基準をさらに見直し、原爆認定されていない被爆者の認定を行うよう求めるとともに、県として支援事業を実施すること。
- (2) 県が行う「被爆者健康手帳」申請受付は、認定がスムーズに行えるように、ただちに改善を図ること。
- (3) 引き続き相談活動の充実、療養施設の拡充と利用割引制度の充実をすること。
- (4) 被爆者への謝罪、国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金支給など被爆者援護法の抜本改正を国に要求すること。
- (5) 相談窓口の体制を強化すること。
- (6) 被爆者二世健康診断について、健診項目の拡充をはかること。

19. 児童虐待防止のために

- (1) 県の子ども家庭センターの児童福祉司・児童心理司など専門職の増員を行い、市町への支援、連携を強めること。
- (2) 中核市へのセンター移行に伴い、専門職員の確保などを支援すること。

- (3) 一時保護所について、各地のこどもセンターに一時保護所を設置できるよう拡充すること。こどもの居場所にふさわしい基準を県としてつくること。
- (4) 児童養護施設の未就学児の施設入所原則停止を機械的に行わないこと。
- (5) 民間の児童養護施設への支援を強化すること。

20. DV対策の強化について

- (1) 被害者の立場にたった実効性のあるものにするため、女性家庭センターなどに専門職員を増やし、支援者や支援団体の意見をよく聞き、対策強化を図ること。
- (2) 女性家庭センターの機能強化、施設の拡充を行ない、被害者と子どもに対する心理ケアと自立支援施策を推進すること。
- (3) 民間シェルターへの財政支援を抜本的に強めること。
- (4) 二次被害防止のためにも、「DVは暴力であり、暴力を許さない」という社会的意識を醸成するために、県職員や関係職員への研修、また、県民への啓発事業をいっそう拡充すること。
- (5) 婦人相談所、一時保護所における待遇改善をはかるとともに、同伴児童への学習権を保障すること。

21. 性暴力被害対策の強化のため「よりそい」の機能、医療連携を強化すること。
ワンストップセンターである「性暴力被害者支援センター・ひょうご」の運営費補助の増額など支援を強化すること。

22. 自殺対策の強化のために、部局横断的に総合的な対策を講じ、県の相談体制の拡充を図るとともに、患者・家族団体との連携を強め、より有効な防止策を構築すること。

23. 飲料水の安全と安定供給に関わる水道事業の民営化・広域化を進めないこと

24. 食品の安全性を確保するために

- (1) 放射能汚染に対する不安に応えるため県内産だけでなく流通しているものもで

きるだけ多く検査し、結果を公表し、県民の不安を取り除く努力をすること。

- (2) 製造日表示の復活や、すべての加工食品の栄養成分・原材料の産地国表示など、食品衛生法の改正を国に求めること。
- (3) 遺伝子組み換え食品の表示の徹底を図るよう国に求めること。
- (4) 機能性表示食品は、届け出受理で販売可能となる。安全性を保証できるよう国に求めること。
- (5) 食品衛生監視員の専任化と増員をはかり、企業まかせにせず、HACCP への指導、監視にもあたること。

25. 全国的にも厳しい民泊規制条例があるが、旅館業法の許可がないままの「違法民泊」が依然として県内にも存在し、深夜の騒音など近隣トラブルなどを引き起こしている。厳しく監視するとともに違法民泊を許さない実効性ある施策を講じること。

26. 人権啓発施策について

- (1) 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」は、不公正な同和事業を温存せず、憲法の「基本的人権」と「人間の尊厳」を、県民の自主性を尊重しつつ学んでいく真の「人権教育・啓発」に改めること。
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、今日的な部落問題の解決に逆行し、「解消」どころか「固定化」させるものであり、廃止を求めること。啓発リーフの配布はやめること。「法律」にもとづく新たな差別を生むことになる実態調査は行わないこと。
- (3) 民族差別をあおるヘイトスピーチは人権問題であり、道路占用許可を出さないなど、毅然と対応すること。
- (4) L G B Tを県の人権基本計画に位置づけ、人権問題として庁内はじめ、職場、学校、地域のあらゆるところで理解が進むよう啓発を行うこと。

また、L G B Tの方が当事者団体、支援団体につながるができるよう相談窓口をつくり周知徹底を図ること。

《 産業労働部 》

1. 10月からの消費税10%への引き上げ、複数税率とインボイス制度、キャッシュレス、ポイント還元、プレミアム付き商品券等の導入は、多大な実務負担を押し付け、小規模事業者等の経営を脅かし、廃業に追い込まれるケースも出ている。税率を5%に戻すことを国に求めると同時に、県として悉皆調査を行い、実態を把握し、支援に生かすこと。

2. 大企業に有利な「産業立地促進」制度（補助・税軽減）を廃止し、地域経済を支える中小企業に融資だけでなく、直接支援を行うこと。

3. 中小企業・小規模事業者支援について

「中小企業の振興に関する条例」・「第Ⅱ期小規模企業振興計画」にもとづき中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に強化し、地域経済の好循環をつくりだすこと

- (1) 雇用の約8割を占め、本県経済を支えている中小企業の振興を図るため、「中小企業振興条例」にもとづいて、中小企業・小規模事業者への予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。
- (2) 「中小企業振興条例」にもとづく計画策定にあたっては、市町と協力し、中小企業の悉皆調査を行うこと。また、中小企業者、関係団体が幅広く参画した「振興会議」を常設すること。
- (3) 小規模事業者のための県独自の小規模企業持続化補助金、設備投資助成金を創ること。
- (4) 地元の中小建設業の仕事おこしと地域経済の活性化につながる「住宅リフォーム助成制度」「店舗リフォーム助成制度」を創設すること。「ひょうごすまいの耐震化促進事業」「人生80年いきいき住宅助成事業」の要件を大幅に緩和し補助額も増額すること。
- (5) 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、小規模工事契約登録制度を確立し、県内中小企業への発注を増やすこと。
- (6) 著しく不利な条件を押し付けられてきた大企業との取引や、インターネット取引での中小企業の取引環境の大幅な改善を図るよう国に求めること。

- (7) 中小企業・個人事業所に対して、技能向上、技能継承など訓練への支援の拡充、試験研究機関なども気軽に活用できるようにし、ものづくり産業の振興を図ること。
- (8) 中小企業・小規模企業事業者に後継ぎがないなどにより、その技術、技能が失われる事態にある。県として事業承継補助制度をつくり、支援を行うこと。
- (9) 中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工業技術センターの産業技術職の定員が、この間、約半数の50人に減らされている。同センターの技術を継承、発展させていくために、必要な増員を行い、中小企業の技術革新を強化すること。

4. 基盤技術の担い手である町工場への支援を強めること。

- (1) 単価・工賃水準の実態調査を行い、家賃や機械リース、雇用維持への支援を強め、廃業の歯止めをかけること。
- (2) 新たな事業展開や新分野進出を支援すること。
- (3) 温暖化・省エネ対策への支援を行うこと。

5. 「兵庫型奨学金返済支援制度」をさらに活用しやすいものにするために、県の負担金額を倍にすること。本人と中小企業の負担を軽減すること。

6. 自然災害被災中小企業支援について

- (1) 被災した店舗・工場の再建は地域経済の復興に欠かせないものであることから支援対象にしないとするこれまでの県の対応を根本から改め、公的支援の対象にするよう国に求めること。また県としても、被災店舗・工場への家賃補助、設備投資補助等の独自支援制度をつくること。
- (2) 「グループ補助金」の制度を積極的に活用し、希望したグループ全体にゆきわたるよう、柔軟に対応すること。
- (3) 商店街に限られている店舗リフォーム制度を被災店舗にも利用できるようにすること。
- (4) 東日本大震災、熊本地震などでは二重ローンへの対応、債務（事業ローン）の買い取りを中小企業庁の産業復興機構と復興庁の事業者再生支援機構がすすめて

いる。阪神淡路大震災時の「緊急災害復旧資金」について、返済期限である 2,020 年をもって債務返済を免除すること。その間、実態に即した返済凍結・債務免除等、特別対策をとること。やむなく、代位弁済となった方に対し、安易な競売、債権回収会社への債権譲渡などを行わないよう、信用保証協会を指導すること。

- (5) 中小企業庁が今年度から新設した中小企業・小規模事業者も支援できる「自治体連携型持続化補助金」を山形県のように県として制度化すること。

7. 商店街の振興について

- (1) 商店街に限られている店舗リフォーム（エアコン設置などの環境改善も含む）は、既存の制度の拡充とともに、商店街以外の店舗にも使えるようにすること。
- (2) 商店街活性化のため、こどもや若者、高齢者の居場所づくりを空き店舗を活用して行うなど、住民が楽しみながら買い物ができる商店街づくりに支援を行うこと。
- (3) 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やしたり、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。
- (4) 地域の中小商工業や商店街に大きな打撃を与える、身勝手な大型店の出退店を規制する県の規則をつくること。
- (5) 福祉や環境、まちづくりと商店街・市場対策を結合した地域振興対策をすすめること。そのため、公募による業者団体代表、経営診断士、学識経験者、行政担当者で構成する「市場・商店街振興審議会」（仮称）を設置すること

8. 金融・融資について

- (1) 中小企業信用保険法等改正で、業況が悪化している業種に 100%の保証を行う制度のセーフティネット保証5号にも 80%の部分保証が導入されたことにより、利用する中小業者に対する貸し渋り、追加融資等が厳しくなるなどの影響が懸念される。すべての業種に対応し、100%保障に戻すこと。参議院付帯決議にもとづいて、資金繰りに影響が生じないよう万全を期すよう国と金融機関に求めること。
- (2) 無担保無保証人融資などの小規模事業融資への利子補給、信用保証料の県独自の補助を行うこと。また、条件変更における保証料負担を緩和させる措置を講じる

こと。

- (3) 県として、信用保証付きの自治体制度融資がまとめられるよう、借換貸付の内容を充実、改善させること。
- (4) 「責任共有制度」で、県独自の直接損失補償施策を早急に実現すること。制度融資が使いにくい状況で、あまりにも執行率が低い。県の制度融資の取り扱いを金融機関まかせにせず、県民局・県民センターで受付けること。
- (5) 緊急中小企業対策として、県独自の小口（50万円限度）直貸し制度を創設すること。
- (6) 商工ローンやサラ金、ヤミ金、年金担保融資など不法行為、違法行為を警察と連携し厳重に取り締まるとともに、生活福祉資金融資制度の改善など被害者の生活再建になるよう救済をはかること。

9. 自営業の家族従事者として働く女性の実態調査を行い、地位向上の対策を講じること。自家労賃を認め所得税法 56 条の撤廃を国に求めること。

10. 皮革排水処理を事業者負担からはずし、公共下水道事業にくみいれた国と県の責任は重大である。原因者負担を基本としつつも、皮革関連業界の経営環境は大変厳しく、たつの市や姫路市等、自治体からの繰り出しが財政を圧迫している。県の助成をさらに増額し、国へは皮革配水処理経費に対する助成制度の創設を引き続き要請すること。

11. 地域の特性や資源を活用した地産地消のエネルギー対策を中心とした、持続可能な新しい地域振興策をすすめること。そのため、中小企業や農林水産業、地域住民などが主体となる再生可能エネルギー発電施設設置への支援策を創設するなど、予算を大幅に増額すること。

12. 労働・雇用対策について

- (1) 最低賃金をただちに 1000 円に引き上げ、速やかに 1500 円をめざし、全国一律の制度とするよう国に求めること。また、最賃引き上げを日本経済全体を底上げす

る経済対策の一環として位置づけ、中小企業の賃上げ支援予算を増額すること。中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免するなど、抜本的な支援策の拡充を国に求めること。県として独自の支援策を講じること。

- (2) 国の「働き方改革一括法」は、過労死水準の残業を合法化し、高度プロフェッショナル制度「残業代ゼロ制度」の導入により、長時間労働を固定化し、悪化させるものである。廃止を国に求めること。
- (3) 残業上限規制に例外を設けず、「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間」とする大臣告示の法定化とともに、勤務から次の勤務までの間に連続 11 時間の休憩時間を設けること、長時間労働の温床となっている裁量労働制等の規制強化を国に求めること。
- (4) 県契約からワーキングプアをなくし、公共工事、公共サービスの質を将来にわたり、確保するために、賃金条項を入れた公契約条例を制定すること。また、「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」の目的を果たすために、労働者の賃金実態調査を行うこと。
- (5) 不当解雇などが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。
- (6) 労働者派遣法を製造業への派遣禁止など抜本改正し、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を正社員化するよう国に働きかけること。
- (7) 中小企業の正社員化をすすめるキャリアアップ助成金の周知とともに、県独自で上乗せをし、推進を図ること。正社員転換の県目標を持つこと。
- (8) 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにするいわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用の義務を労働者や学生に知らせる広報・啓蒙活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用を増やすよう県下の経済団体、企業に働きかけること。
- (9) 「若者しごと倶楽部」で、カウンセラーなど相談員が安定して働けるよう体制の強化を図ること。利用者に対し、憲法で保障された労働者の権利や雇用の義務を知らせる広報・啓蒙活動をさらに強化すること。
- (10) 中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中

- 小企業に対し、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面でのさらなる支援策など、具体的な支援策を実施すること。
- (11) 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。
- (12) 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルール作りを行うよう国に求めること。
- (13) 2019年5月、「ハラスメント防止法」が成立し、パワハラ・セクハラなどを防止する義務が企業に課せられる。大企業は、2020年4月から、中小企業は、2022年4月から施行される。県として企業への啓発・指導を行うこと。
- (14) 2018年4月から改定労働契約法による無期転換が導入された。5年を前にした「雇い止め」をやめさせるよう国に求めるとともに、県内の企業に対し無期転換ルールを守る指導を徹底すること。
- (15) 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任を持って行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。
- (16) 「離職者生活安定資金融資制度」を、再就職まで返済を据え置くなど、利用しやすい制度に引き続き改善すること。
- (17) 障害者雇用を促進するため、法定雇用率を守るよう企業に指導すること。未達成企業名を公表するとともに、県の障害者雇用率向上の対策を強化すること。
- (18) 女性労働者の社会的進出を支援するため、育児休業制度の取得率向上や、保育所や学童保育の拡充など、仕事と家庭の両立が可能な環境整備を、他の部局とも連携し、促進すること。
- (19) 出産・育児、介護等の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは、特別の配慮を行うこと。
- (20) 地方労働委員会の労働者代表委員の選任は、特定労働組合の独占でなく、労働組合の構成員数に比例した配分とし、公平な選任を行うよう抜本的に改善すること。
- (21) 保護観察者を雇用する協力雇用主制度を拡充し、立ち直り支援の強化を行うこと。

13. 観光施策について

- (1) 地域の自然と歴史を生かし、伝統・技術が蓄積されている地元産業の振興と結んだ観光振興を図ること。また、農林水産業と連携し、地産地消の食物と観光をマッチングした対策をすすめること。
- (2) 観光客誘致対策は、イベントや一過性のものを中心とするのではなく、世界遺産の姫路城や山陰ジオパークはじめ、地元の持続可能な資源を生かした対策を強化すること。
- (3) 全国的にも厳しい民泊条例があるにもかかわらず、旅館業法の許可がないままの「違法民泊」が依然として存在し、深夜の騒音など近隣トラブルなどを引き起こしている。厳しく監視するとともに違法民泊を許さない実効性ある施策を講じること。

《 農政環境部 》

I 農林水産業について

1. TPP・FTA・EPA について

- (1) 日米貿易交渉は、アメリカからの牛肉、豚肉などの関税は大幅に引き下げる一方、日本からの自動車や部品の関税削減は先送りする等、トランプ大統領の要求に日本側が一方的に譲歩するものとなった。安倍首相は「日米自由貿易協定（F T A）の交渉は行わない」としていたにもかかわらず、日米共同声明で、F T A交渉の開始で合意したことは、極めて重大な約束違反であり認められない。国に対し、日米貿易協定（F T A）交渉の中止を求めること。農林水産業に壊滅的な打撃を与えるTPP イレブン（環太平洋連携協定）からの撤退を、国に強く求める事。
- (2) EPA（経済連携協定）や、ミニマムアクセス米の義務的輸入、WTO 農業交渉など、輸入自由化・拡大路線をやめるよう国に求める事。
- (3) 37%に落ち込んだ食料自給率を早期に50%台に引き上げるよう国に求めるとともに、県内自給率の向上のための目標と計画を設定し、具体的な施策を実施すること。

2. 気候変動による異常気象で、集中豪雨など自然災害が多発するもと、農林水産業被害も毎年のように起きている。

基盤整備は、老朽化対策や耐震化に重点を置き減災対策をすすめるとともに、国庫補助の拡充を国に求め、県の補助率も引き上げるなど、農家負担の軽減をはかること。

被害がおきた際でも、速やかな復旧ができるよう災害復旧事業の拡充と、農家負担の軽減を国に求めるとともに、制度の周知徹底を図ること。

3. 種子法廃止に伴い、米・麦・大豆の奨励品種の種苗育成を県として管理・育成を進めるため県条例が制定されたが、今後も農家に対し、安定的に安価な種子を提供し、開発・生産・普及を行えるよう県が責任をもつこと。

また、種子条例を制定する県が年々増えてきていることは、廃止された種子法が日本の農業にとって必要不可欠であることを裏付けている。国会でも種子法復活の動きもあり、県として種子法復活を国に求めること。

4. 農業の発展のために

(1) 生産調整の廃止、米作りの生産費の4割削減、農地の集約化など、大規模農家に偏った「農政改革」の中止を国に求めること。

(2) 国が半額に減らした米の直接支払交付金を10a15000円へと戻すことや、個別所得補償の復活等を国に求めること。

また、県として交付金上乗せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。

(3) 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。

(4) 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資などの支援の拡充とともに、家族営農や兼業農家を含む中小零細農家が農業を続けられるよう抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を強化すること。

また、集落営農を組織する際は、農家の意思を尊重すること。青年就農交付金について、要件緩和を国に求め活用しやすくすることなど、新規就農者への支援をさらに充実・強化すること。

(5) 農地中間管理機構について、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地

域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。

- (6) 麦・大豆など主な農産物に価格保障、所得補償を実施し、国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大などを支援し、国産麦や大豆の需要拡大をはかるよう国に求め、県独自でもすすめること。
- (7) 都市近郊の農業と耕作地を守るため、生産緑地の要件の緩和を国に求めるとともに、特定市以外にも生産緑地制度を導入し、全県的に拡大すること。
- (8) 株式会社の農地利用については、利益優先で農業から撤退して、大規模な荒廃・転用がおこるなどの事態を防ぐため、監督・規制を強めること。

5. 野生動物被害対策について

- (1) シカ、イノシシ、サル、クマに加え、ヌートリア、アライグマなどによる鳥獣被害が後を絶たない。「鳥獣被害防止総合交付金」の拡充など国に求めるとともに、県としても防護柵などの設置・更新への県補助を増額するなど鳥獣被害対策の強化を行うこと。
- (2) 駆除に参加する猟友会員への支援をさらに強めるとともに、シカなどの処理施設を県として整備すること。

また、狩猟免許取得者の増員をはかること。狩猟免許取得者の74%が50歳以上という現状であり、若手の狩猟免許者の育成に取り組むとともに、技術の継承・安全対策が行えるよう支援を強化すること。

6. 平成30年9月、岐阜県の養豚場において26年ぶりに豚コレラが発生し、家畜伝染病予防法に基づき、8府県、79農場で14万頭以上の豚等が殺処分された。また、岐阜県を中心に、野生いのししの豚コレラ感染が続き、9件200頭以上の感染が確認されている。(令和元年9月現在)

これ以上の感染拡大を防ぐため、速やかに予防的ワクチン接種を実施することや、野生いのしし等の豚等飼育施設への侵入を防ぐ防護柵設置等の感染拡大防止対策の強化を国に求めること。県としても、「兵庫県重大家畜伝染病警戒対策本部」体制を継続し、感染予防対策、発生に備えた防疫体制などの強化に取り組むこと。

7. 畜産業の発展のために

- (1) 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。
- (2) 円安による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。
- (3) 口蹄疫や鳥インフルエンザなど家畜の防疫対策について、防疫・治療研究とともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保険制度創設を含む叡王保障、埋設場所、焼却対策の整備など抜本的に対策を強めること。
- (4) BSE対策について、輸入制限緩和を行わないよう国に求めるとともに、全頭検査を復活すること。

8. CO₂削減、水源涵養、防災対策など、森林のもつ多面的機能を最大限発揮する施策を実施すること。

森林環境譲与税が創設され、森林の間伐等防災対策を市町が担うことになったが、十分な対策が行えるよう専門的技術など支援を行うこと。

9. 林業振興のために

- (1) 兵庫県産木材の利用促進に関する条例を活かし、県の公共事業に数値目標を設定するなど、県産材利用を抜本的に増やすこと。
- (2) 県産材利用促進のために、品質の向上を図り、木材加工技術の新たな研究開発の促進、融資や税制上の優遇措置を拡充するとともに、県産材使用の住宅リフォーム助成制度を創設するなど、使用住宅を広げること。
- (3) 木質バイオマスなど間伐材の利活用の研究をすすめるとともに、支援策拡充で一層の促進を図ること。
- (4) 林業労働者の所得保障制度の創設と、共済事業や社会保険制度、新規就業者支援の拡充を国に求めるとともに県の支援策をすすめること。
- (5) 広域基幹林道建設は、見直しを行い不要不急の事業は中止すること。一般林道

や作業道の充実をはかるとともに、簡易な作業道への助成、維持管理への補助制度を創設すること。同時に希少野生動物の保護対策に取り組むこと。

- (6) 間伐・除伐への助成強化を国に求めるとともに、県独自でさらに支援を行うこと。国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

10. 水産業振興のために

- (1) 70年ぶりの漁業法の改正によって、沿岸漁業や漁協に優先的に配分してきた養殖・定置網業の漁業権等の地元優先の原則などが廃止され、漁業者の不安が募っている。漁業者の意見を率直に聞き、家族経営と漁業者の共同で成り立っている沿岸漁業、沖合の中小漁業者が、資源の実態に合った持続可能な漁業が行えるよう漁業法の見直しを国に求めること。
- (2) 経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保証、所得補償を図るよう国に求めること。
また、共済制度の拡充や水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県として取り組むこと。
- (3) 後継者育成のため、青年漁業者支援制度を創設すること。
- (4) 不法外国船の取り締まりを強化するよう国に求めること。
- (5) 生態系を崩す外来魚の調査研究をすすめる、対策を強化すること。
- (6) ノリ養殖における乾燥機等の費用や水道料金軽減などの支援をおこなうこと。

11. 豊かな海を取り戻すために

- (1) 瀬戸内海再生法に基づき、県として森・川・海の総合的な環境保全対策や藻場、干潟の再生などに、目標を明確にして、住民参加で取り組むこと。
- (2) 「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正により、瀬戸内海の水質目標の下限値が緩和されたが、工場等の排水について有害物質排出の規制緩和とならないよう監視を行うこと。
- (3) 瀬戸内におけるイカナゴやノリの色落ち対策のため、ため池や加古川大堰の冬季一時放流など具体的な研究を進め、環境保全と両立させながら栄養塩供給をはかる

こと。

- (4) これ以上の埋め立てなどの開発や海砂利採取を禁止するなど、関係府県と連携して、漁場の保全を図ること。

1 2. 燃油高騰への対策について

- (1) 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。
- (2) 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。
- (3) 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

1 3. 「県行革」により農業改良普及センターや農林水産技術センターなど試験研究機関の統廃合・人員削減が行われてきたが、きめ細かな営農指導や基礎的な試験研究、新技術の開発などが十分行えるよう、人員配置や施設整備の充実を図ること。

1 4. 食の安全のために

- (1) TPP 傘下による非関税障壁撤廃が求められても、食の安全を守る立場から産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう国に求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証制度も継続すること。
- (2) 食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぐため、健康福祉事務所などとも連携し検査体制の強化を図ること。

1 5. 地産地消の促進について

- (1) 県内食料自給率の向上に向けて、農畜水産物の販路拡大や流通に県が責任を持ち、地産地消で安全な食料提供を抜本的に推進すること。地域での自主的な取り組みを支援すること。
- (2) 学校給食に地元産の野菜や魚介類、畜産物などの活用を、教育委員会と連携して進めること。米飯給食への補助を復活すること。

Ⅱ 環境対策について

1. 地球温暖化対策・再生可能エネルギーの爆発的普及について

- (1) 2019年9月の国連気候変動サミットにおいて、現状のままではパリ協定の目標（世界の平均気温の上昇を産業革命前の1.5℃未満に抑える）は達成できないと、2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロ、2030年までに45%削減などが提起された。

県の策定した兵庫県地球温暖化対策推進計画では、2030年度までに2013年比26.5%削減を目標としたが、国際的な基準である1990年比でみると18%削減に留まる。

また、政府の「地球温暖化対策」は、「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としているが、2050年までに実質排出ゼロとは乖離があり、国・県の削減目標のスピードでは到底達成できない。

兵庫県の温室効果ガスの2050年までの削減目標を、実質ゼロとするよう兵庫県地球温暖化対策推進計画の見直しを行うとともに、国にも働きかけを強めること。

- (2) 地球温暖化対策に逆行する、神戸製鋼所の石炭火力発電所新設計画は中止を求めること。
- (3) 企業の排出量と削減目標を事業所ごとに公開し、キャップ制で義務的に削減を課す条例を制定すること。
- (4) 頻発する地震や豪雨災害など、改めて災害による原発事故発生の危険性が高まっている。避難計画の実効性にも疑問が出され、安全性が問題視されている高浜原発の運転停止をはじめ、原発の再稼働を中止するよう国と関西電力に求めること。とりわけ、危険性の高い老朽原発の再稼働は断念するよう求めること。
- (5) 相次ぐ豪雨や台風で、太陽光パネル設置個所の土砂崩れや風力発電の支柱が根こそぎ倒れるなど災害が起こり、あらためて設置に関する安全性や自然環境への配慮が求められている。「太陽光発電施設等と地球環境の調和に関する条例」が改正されたが、自然環境や災害の危険性などを考慮した厳しい設置基準を設定するなど、さらなる改正を検討すること。
- (6) 合同会社NEW-09インベストメントが新温泉町に計画している風力発電事業は、高

さ150メートル・出力4500KWの巨大風車を21基も設置し、総出力92,000KW、事業の想定区域も2800haと国内最大級の風力発電計画である。県は、環境影響評価の手続きによる厳しい知事意見も出しているが、イヌワシやツキノワグマなど希少種が生息する生態系を破壊するばかりでなく、騒音や景観、自然林の中に巨大な構造物ができることによる景観への影響や騒音被害、災害の危険性も大きく、中止を強く求めること。

- (7) 再生可能エネルギーの普及にあたっては、大企業主体の大規模発電施設中心でなく、地域の資源を生かした住民や市町主体の取り組みを支援すること。
- (8) 住宅用太陽光発電の県独自の設置補助金を復活し、さらに充実をめざすこと。
- (9) 農地を活用したソーラーシェアリングや農業用水路などを利用した小水力発電の普及のために、発電を行う農業団体などへの導入費用補助制度や、農地転用や水利権等手続きについての相談窓口を設置すること。
- (10) 公社から取得した環境林については、CO2削減や水源涵養など環境林事業としての効果を測定し県民に明らかにすること。

2. 海洋プラスチック汚染について

プラスチックゴミの海洋汚染が世界的に深刻になっている中、国際社会では「バーゼル条約」に廃プラスチックが加えられ、原則国内処理、相手国の同意のない輸出が禁止になるなど、使い捨てのプラスチック製品の製造・販売・流通を禁止する流れが強まっている。

一方、日本でも「海洋漂流物処理推進法」が改正され、「プラスチック資源循環戦略」の策定で、2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25%抑制することとなったが、輸出に頼ってきた処理が行き詰まり、「緊急避難処置」などと、一般廃棄物を焼却する市町へその処理を押し付けようとしている。

自治体に押し付ける焼却処分を対策の主流とするやり方を改め、国の責任で生産の段階から減量対策に取り組むなど、製造・販売・流通の規制強化するよう国に求めること。県としても、県内企業に対し規制を行うこと。

3. 大気汚染対策について

- (1) 改正大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の実効ある排出規制のために、企業等への立ち入り検査等を厳正に行えるよう、体制を充実すること。
- (2) PM2.5 の測定値が、加古川市別府・市役所、神戸市西神、姫路市白浜の測定局で依然として環境基準非達成（H29 年度）である。成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。
- (3) （株）神戸製鋼所加古川製鉄所や、日本製鉄（株）広畑製鉄所などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。

4. 自動車排ガス対策について

- (1) 尼崎公害訴訟原告団の解散後も、引き続き原告と国との合意文書に基づき、環境ロードプライシング・国道43号での通行ルールの定着などの継続をはじめとする環境対策、警察と連携した指導・取り締まりに取り組むこと。
- (2) 環境省調査（そらプロジェクト）で、43号線周辺で子どものぜんそく発症率が高いことが明らかになっていることから、調査結果を活かした排ガス対策を検討すること。また、継続した調査を行うよう国に求めること。
- (3) ディーゼル車運行の独自規制は廃止せず継続し、対象地域への排出不適合車の規制をさらに徹底すること。

5. アスベスト対策について

- (1) 解体現場、搬送、最終処分場における埋め立てにおいて、違法行為が後をたたないことから、監視・立ち入り検査を強化すること。
- (2) 民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。
- (3) 近年、自然災害による被災地で、解体やがれきの撤去作業や災害ボランティアなど、救援復興にかかわった人たちの環境暴露も指摘をされている。特に、阪神淡路大震災の被災による被曝の発病者が増えている指摘もあり、健康福祉部と連携して、アスベスト被害の相談、胸部CT検査を中心とした「アスベスト検診」などが

行えるよう対策を進めること。

6. 一般廃棄物処理について

ごみを原料とするバイオマス発電等の設置は、県内でも事故が発生するなど安全性が未確立であること、ごみの減量という廃棄物処理の基本が後景に追いやられる可能性があることから、慎重を期すこと。

7. 産業廃棄物処理について

(1) 姫路市、赤穂市、上郡町など県内各地で産廃最終処分場設置計画が進められているが、いずれも浄水場、漁場周辺などで計画されており、専門家から「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。また、多くの建設反対の署名も提出されており、不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

(2) 産業廃棄物の不適正処理については、国の「行政処分指針」を基本に、行政処分・刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

8. PCB の処理期限が迫っている中、安全で確実な処理を速やかに行うことが求められている。PCB の処理は、使用者が行うことになっているため、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

9. 土壌汚染対策について、操業中の工場敷地や、工場敷地を別の工場に売却した場合など、土壌汚染防止法の対象外の工場についても、県として法と同趣旨の調査と報告を求めること。

10. 自然環境保護管理、生物多様性の保全のために

(1) イヌワシ・クマタカをはじめとする希少な動植物の保護・保全の施策を進めること。

- (2) 河川や湖沼、ため池などの水質改善の積極的な取り組みをすすめること。
- (3) 武庫川をはじめ、天然アユの遡上できる河川の自然再生に取り組むこと。
- (4) 効果的な駆除・防除の対策とともに、生態系を取り戻す抜本的な研究・対策を講じること。
- (5) アライグマやヌートリア、ブラックバス、オオキンケイギクなどの外来種の駆除、防止対策をさらに強化すること。
- (6) 六甲山や長尾山山系の住宅地でのイノシシの生態や頭数の把握と対策強化をし、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を市街地での鳥獣被害にも使えるよう国に求めるなど、市街地での野生鳥獣被害対策をすすめること。

《 県土整備部 》

2019 年 10 月の台風 19 号と集中豪雨は、関東、東北、甲信越、東海の広範囲に高潮、河川決壊、土砂災害を引き起こした。地球温暖化を背景にどこでも起こりうる災害に備えた防災対策・まちづくりを最優先にした予算編成が求められる。

1. 公共事業を抜本的に見直すこと

- (1) 莫大な費用を伴う高規格道路などの新規建設を抑制し、防災・減災対策を強化し、維持管理・老朽化対策にシフトし、住民生活密着型の公共事業に転換すること。その際、中小企業への発注を増やすこと。
- (2) 「ひょうご・インフラメンテナンス 10 か年計画」に基づく老朽化対策にあたっては、橋梁など点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め職員の削減計画を止め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった県技術職員の養成を行い、十分な人的体制を確保すること。
- (3) 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに

増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者に至るまで営業と生活が保障される内容に改革すること。

- (4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、県でも計画の策定を行うとともに、計画策定にあたっては地域の建設業界が将来にわたり健全に発展できるよう、発注工期・労働条件を適正化すること。
- (5) 新名神高速道路にかかわる建設工事で、死亡事故が 6 件発生した。工期を 2 年前倒して進めてきたことで工事が急がれていたことや、現場の安全対策が不十分であったことなどが指摘されてきた。県として、建設工事の安全対策に万全を期すること。

2. 土砂災害防止対策の強化について

- (1) ア. 市町と協力して、危険箇所の総点検を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行うこと。レッドゾーンに指定した区域について、整備・移転費用など県の独自支援を行うなど速やかに対策を講じること。
イ. 土砂災害によって、居住困難となり、移転を希望する被災者については、移転費用についても県独自の支援の対象とすること。
- (2) 気候変動の影響で集中豪雨が多発し、大規模な土砂災害が多発している。災害の未然防止のため、第二次「山地防災・土砂災害緊急 5 箇年計画」の対策箇所や予算を増やし、土石流危険箇所や地滑り危険箇所などの土砂災害防止対策と整備を急ぐこと。
- (3) 土砂災害 特別警戒区域指定を急ぐとともに、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導をすすめること。
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担について、市町や住民の負担率を軽減すること。

3. 道路政策について

- (1) 「高速道六基幹軸」からさらに 2050 年にむけ、新たに「基幹道路八連携軸」として高速道路整備が進められようとしている。道路政策を転換し、通学路の安全対策や生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

- (2) 浜坂道路、東播磨南北道路、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路など不要不急の道路計画を撤回すること。
- (3) 莫大な投資規模となる紀淡海峡連絡道路構想、神戸空港・関西国際空港連絡道路構想は中止すること。
- (4) 三菱電機への過大な移転補償等が問題となる、園田西武庫線は、地域住民の意見を聞き、事業を見直すこと。

4. 生活道路等の整備について

- (1) 地域住民に密着した生活道路や通学路の緊急合同点検の結果をふまえ、さらに整備の予算を大幅に増額し、安全な歩道、自転車道整備やバリアフリー対策をさらに推進すること。
- (2) 県道の「照明・街灯・防犯灯」設置は県の責任で行い、設置計画を策定して急ぐこと。
- (3) 国道 176 号線の整備について、名塩工区が供用開始されたが、全線の開通を早期完了すること。
- (4) 索道事業者が使うゲレンデ整備車や降雪機等に使う軽油の免税制度を継続するよう国に働きかけること。

5. 県の行う事業のうち、道路・街路・河川・港湾等、広く県民が利用する事業については、県が責任を負うべきであり、市町に負担を求めないこと。

6. 「公共事業等審査会」は、公募委員の参加や住民からの対案提出の機会の保障と検討の義務付けを行うなど、県民参加で公共事業を評価、見直しできるように、抜本的に改善すること。

7. 「塩漬け土地」など先行取得用地、県がかかわる用地は全て、取得経過や時価などを県民に明らかにし、責任を明確にするとともに、今後の土地利用計画については県民参加のもとで見直すこと。

8. 鉄道整備など公共交通の推進について

- (1) 鉄道ホームの転落防止のためのホームドアの設置は、乗降客1万人以上という国の基準にかかわらず設置を進めるよう国や事業者に求めるとともに、県としても対策強化を図ること。
- (2) 利用者3,000人以下の駅舎について、バリアフリー化の対象になったことをふまえ、すべての駅舎のバリアフリー化をすすめること。また、全ての駅・ホーム、踏切等の安全点検と障害者など「交通弱者」の声を反映した安全柵・点字ブロック対策等の安全対策を強化すること。
- (3) 「県行革プラン」で削減された市町営バスや過疎バスなどに対する県単独補助を復活すること。また、市町間をまたぐコミュニティバスへの支援を充実すること。
- (4) 鉄軌道・バス輸送など公共交通の利用促進は環境問題や高齢化社会対策からも求められている。市町と共にパーク・アンド・ライドの促進と交通網の整備を抜本的に推進すること。
- (5) 神鉄栗生線は通勤・通学に欠かせないものであり、県としても路線存続のための支援を継続し、運転本数など利用者のサービス向上になるよう働きかけること。
- (6) 事実上中止となっている阪急甲陽線の地下化は、町並みの景観・環境を破壊するものであり、事業を止めること。「踏切と連動した信号機の設置」踏切南側の交差点は右折禁止とするなど、安全対策に直ちにに取り組むこと。

9. 港湾・海岸について

- (1) ア. でたらめな堤防高で高潮浸水想定区域図で浸水しないとされていた潮芦屋はもちろんのこと、県下全ての堤防高を緊急調査し、施設基準を下回っている堤防については堤防の嵩上げ、防潮堤の整備等必要な対策を早急に講じること。そのためにも、「兵庫県高潮対策10箇年計画（仮称）」を正確かつ早急に策定し、対策を急ぐこと。
イ. 2018年の台風第21号による浸水地域については、マップとして残し、今後の災害対策に活かすこと。
- (2) 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備5ヵ年計画」に基づく事業の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したも

のとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化をすすめること。

- (3) 津波の被害が懸念される阪神南広域防災拠点など、必要な防災施設の整備と安全点検を行う等、防災対策をすすめること。
- (4) 姫路港などの大型水深バース建設は、今後の需要増が見込めないものであり、これ以上拡大しないこと。
- (5) 県内すべての重要港湾に非核「神戸方式」を採用し、核艦船の入港を拒否すること。
- (6) 高砂西港の北側に堆積しているPCB汚染土は、当面安全性の徹底を図り、恒久的には発生者の企業責任を明確にして、最終的な処分を追求すること。
- (7) 船舶・鉄道による輸送は自動車輸送よりCO₂排出量が大幅に少ないことが注目されている。環境対策をすすめるうえでも、港湾の有効活用と船舶輸送政策へのモータルシフトを進めること。

10. 武庫川水系河川整備計画について

- (1) 千苅ダムの治水活用への取り組みが始まったことは大きな前進であるが、今後も武庫川でとりくむ総合的な治水対策を徹底して実施し、将来にわたって新規ダム建設の検討は中止すること。
- (2) 総合治水対策の中で、とりわけ将来の分担量目標が極端に低く設定されている流域対策の目標を抜本的に強化すること。
- (3) 総合的な治水対策における河川対策の内、河床掘削や堤防強化など武庫川の安全対策を十分に進めること。その際、利用者や地域住民の意見を十分に聞き、合意を得ること。
- (4) 武庫川溪谷には、レッドデータブックによる希少種が生息しており、豊かな生態系を保全すること。天然アユの遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

11. 河川整備・治水対策について

- (1) 平成27年に水防法が改正され「千年に一度」クラスの大雨による洪水浸水区

域が一部公表され、浸水面積は従来の「100年に一度」雨量と比較して約2.6倍へと拡大した。早急に全県管理河川を対象に公表すること。

ア．新たな浸水想定区域に基づき、速やかにハザードマップを作成するよう市町に促すとともに、県としても支援すること。

イ．住民への新たなハザードマップ周知方法については、これまでの低避難率なども踏まえ十分な検証を行うこと。

ウ．台風19号では各地で過去最高の雨量を観測した。河川整備計画についても現状を踏まえた計画となるよう検討すること。

(2) 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策などの予算を大幅に増やすこと。

(3) 河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、堤防の補強や堆積土砂の浚渫、危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。

(4) 各河川の流域ごとの河川整備基本方針・河川整備計画に基づき、河川改修と共に校庭、公園、ため池、田畑、森林などを活用した流域対策を実施すること。

(5) 都賀川など都市河川については、なお急激な増水の危険性があることから、親水河川として危険性の周知の徹底も含めた事故防止の対策を引き続き怠らないこと。

(6) 三原川水系は、水害が繰り返されており、治水・河川整備について、低地対策協議会などの住民の意見を聞いて、早急にすすめること。

(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等のための予算の確保とともに、県「行革」で削られていた河川維持管理費を増額し、防災・減災対策を強化すること。

12. 下水道整備について

(1) 生活排水対策については、淡路などの市町と住民の負担を軽減するため、支援策を強化すること。

(2) 生活排水関連整備事業については、合併浄化槽や集落排水など地域の実情に応じた手法を検討し、下水道困難地域の解消に努めること。また、地元市町や利用者の負担軽減をはかることを中心にすすめること。

- (3) 流域下水道および流域下水汚泥処理の運転管理業務について、県まちづくり技術センターの「包括的民間委託」を中止し、見直しを求めること。

1 3. 空港事業について

- (1) 神戸空港、関西国際空港、伊丹空港の3空港一体運営を関西エアポートが行うことになった。その結果、神戸空港の発着枠、運用時間が拡大され、今後も更なる規制緩和が検討されようとしている。3空港空域は過密問題や騒音問題など、空の安全と住環境に係る課題を多く抱えている。住民合意のない規制緩和は行わないこと。
- (2) 神戸空港への補助金、関西国際空港含む関西3空港への利用促進費の支出をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を撤回すること。
- (3) 大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。
- (4) 但馬空港については、毎年5億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の見通しもない中で、但馬空港ターミナル（株）と運営権実施契約が締結されたが、空港のあり方について、抜本的に見直すこと。

1 4. まちづくりについて

- (1) 都市機能や居住区域を集約・コンパクト化し地方をより疲弊させる立地適性化計画を策定しないよう市町に求めること。
- (2) 大規模小売店舗の進出に当たっては、環境、交通等の影響だけでなく、地域の商店や住民への様々な影響を調査し、地元商店も共存できる、調和のとれた町づくりを進めること。
- (3) 大規模集客施設の立地にかかる都市機能の調和に関する条例の運用にあたっては、地域住民の声を十分に反映する機会を保障すること。

(4) 高齢者も障害者も住みやすいバリアフリーのまちづくりをすすめること。

ア.「福祉のまちづくり」にあたっては、重点地区に限らず県下の各地域においてユニバーサルデザインの実現に向けた計画を立てるとともに、障害者など利用者の参画のもとですすめること。

イ. 都市部でも発生している高齢者などの「買い物難民」の対策のための移動販売支援制度ができたが、個店も対象とするなど支援を拡充すること。

ウ. 生活道路を整備するための予算を大幅に増額し、安全な歩道整備、自転車道整備など交通安全対策やバリアフリー対策を中心とした道路整備をさらに推進すること。

エ. 駅前に障害者専用の乗降のためのスペースをつくること。

15. 公園整備について

(1) 公園整備は、県民が身近で日常的に利用できる適正規模の公園をきめ細かく設置することを基本とし、市町への助成制度を拡充・新設すること。公園内のバリアフリー化を計画的に促進すること。

(2) 国営明石海峡公園整備事業など国の直轄事業は、県民の立場で必要性を検証すること。費用は本来国が責任を負うべきであり、県の負担は中止すること。

また、改正都市公園法にもとづいて整備事業への企業参入が可能となり、海岸ゾーンにシースケープラウンジ（飲食・ショッピング）などの整備が進められているが、国民のための公園で営利を追求する事業を中止すること。

16. 県営住宅について

(1) 安全で低廉な家賃の県営住宅の建設はさらに必要度を増している。県営住宅の管理戸数削減・集約化は中止し、新規の県営住宅の建設や民間住宅借り上げ県営住宅の対策も含め、県の住宅対策を拡充すること。

(2) 入居手続きにおける連帯保証人提出規定の削除をおこなうこと。

(3) 入居者の費用負担について、「畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」、「給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を削除すること。

- (4) 県営住宅の補修工事が財政難を理由に応急処置対応になっていることを改め、住民の安全を守って改築・改修、エレベーターの設置などバリアフリー化等積極的に行うとともに、一般会計からの繰り入れも行って、県営住宅の空屋補修予算の増額をはかり、より多くの県民に住宅を提供すること。
- (5) UR 借り上げ住宅住み替え問題については、世帯主が若くても、まず、継続入居の希望の有無の確認を行うこと。若いからと住み替え前提での話はせず、継続入居の希望が示されれば、その思いに沿った判定をすること。
- (6) 民間指定管理者による管理運営により、家賃減免制度の無理解や、生活困難入居者への福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。また、マイナンバー制度の導入にあたって、民間事業者が個人番号を利用することについての不安も広がっている。県営住宅の管理については、県が責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。
- (7) 家賃減免制度の見直しが第 3 次行革プランにもとづき実施され約 1 5 0 0 0 世帯で家賃値上がりとなった。低所得者が住む県営住宅入居者にとっては耐え難い負担増となっている。家賃減免制度を元に戻すよう制度を見直すこと。
- (8) 家賃滞納による明け渡しを求める「出訴」に当たっては、納入の意思がありながら生活苦から滞納となった居住者に対しては、直接面談して福祉的対応を含めたきめ細やかな対応をすること。また、家賃回収の債権会社への民間委託を中止し、過剰な取り立てにならないようにすること。
- (9) 入居申請時、民間賃貸の大家からの家賃完済証明書の提出をさせないこと。
- (10) 共益費のあり方について、公営住宅法にある「家賃及び敷金をのぞくほか、権利金その他の金品を徴収することができない」旨の規定にそって過剰徴収しないこと。
- (11) 駐車料金については、近傍同種とするのではなく、家賃と同様の収入に応じた低料金の設定をすること。駐車場の有効活用と管理のあり方を見直し、住民の合意のもとで策定すること。
- (12) 新婚世帯、子育て世代に対する県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。
- (13) DV 被害者の目的外入居用の住宅を確保し、継続入居も含め、柔軟に対応すること。

- (14) すべての県営住宅の耐震性能を公表し、避難機能の向上・確保とともに早急に改修、建て替えなどの対策をたてること。
- (15) 県営住宅に入居する高齢者のために、LSA 配置基準の改善や 24 時間配置など改善をはかること。
- (16) 県営住宅の入居承継基準をもとに戻すこと。
- (17) 「派遣切り」等で住居を無くした人への入居措置を行うこと。

17. 住宅・マンション対策について

- (1) 住宅・店舗リフォーム助成制度を県として創設すること。また、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化推進など中小建設業者の仕事を増やすこと。
- (2) 青年や新婚世帯、子育て世代、高齢者、障害者、低所得者向けに「民間賃貸住宅家賃補助制度」をつくること。
- (3) 「特定優良賃貸住宅」民間オーナーへの契約額の引き下げは中止すること。オーナーの希望があれば県営住宅として買い取るなどの対応を早急に検討・制度化すること。また、特優賃住宅の県住としての借り上げの契約期限切れについては、入居者の状況を配慮して柔軟に対応すること。
- (4) 特優賃住宅の家賃引き下げを行うこと。民間家主への責任転嫁をやめ、家賃軽減補助の延長をおこなうこと。
- (5) 「簡易耐震診断推進事業」の拡充と、「わが家の耐震改修促進事業」への直接助成対象枠を大幅に拡大・充実すること。住宅共済制度の加入を補助要件に含めないこと。
- (6) 「人生いきいき 80 年住宅改造助成事業」を削減することなく、拡充すること。
- (7) 「ゼロゼロ」物件をめぐる入居者が強引に退去させられる「追い出し」被害について、県内の実態調査を行い、国に規制強化を求めること。

18. アスベスト対策について

- (1) 除去および石綿使用施設の解体、撤去、運搬作業等における被害発生防止対策について、県民に完全徹底・実施を義務づけること。また解体時は作業従事者はもとより、周辺住民にも作業内容を周知徹底すること。解体現場に対する県の立入検

査や搬送時における監督と指導を強めること。

- (2) 民間建築物にかかるアスベスト除去費用にたいする補助制度を県としてつくること。

19. 工事発注について

- (1) 県幹部職員の天下り全面禁止など、談合防止対策を強化すること。
- (2) 談合があった場合は、地方自治法施行令に従い、入札参加資格の取り消しを迅速に行なうとともに、取り消し期間を原則24箇月（特例48箇月）とするなど厳正に対処すること。
- (3) 分離・分割発注などあらゆる工夫をして中小零細企業に発注できる仕事を増やすこと。
- (4) 末端下請け企業まで労務単価保障を行うために、県の責任ですべての下請け契約を掌握・管理すること。不払いや不当な単価切り下げなどの事態が生じないように、県が検査をおこなうこと。
- (5) 下請代金不払および賃金不払を根絶するために、「公共工事の入札・契約の適正化促進法」および建設業法、とりわけ同法第41条に基づく勧告実施の決断も必要に応じて毅然と行うこと。不払いが生じたときは、発注者及び元請け企業に責任を果たさせるシステムを作ること。
- (6) 低入札価格調査制度の対象工事については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針にある「下請業者も含めた労働条件悪化防止の観点」から立ち入り調査を行い、建設労働者の労働条件の実態把握に努めること。

《 企 業 庁 》

- 1. 企業庁が土地を造成し、以前の高潮浸水想定区域図では、「浸水しない」「災害につよい街」として売り出した潮芦屋での、2018年台風第21号による甚大な被害は浸水想定を行ったときの護岸高がでたらめであったことも一因である。分譲者とし

ての企業庁の責任が問われる。被災された住民に真摯に向き合い、県土整備部・芦屋市とも連携し、被災者への補償を行うこと。今後の対策は、住民との十分な話し合いと納得の上進めること。

2. 地域整備事業について

- (1) 元県立鈴蘭台西高校跡地で民間事業者を活用して「地域介護福祉拠点整備事業」が進められている。公共性の高い高齢者福祉政策は、県の福祉部局など専門職がかかわるべきとの観点から、経済性の発揮を目的として設置された企業庁事業のこれ以上の拡大を行わず、縮小すること。
- (2) 進度調整を行っている播磨科学公園都市2、3工区やひょうご情報公園都市の2～4工区など、巨大な「公園都市」は、ただちに凍結・中止すること。未利用地については、これ以上開発を行わず、県民に実態を公表すること。
- (3) 地域整備事業会計については、事業ごとに過年度も含めて収益収支状況、資産負債状況、事業内容がわかる会計制度に改め公表すること。
- (4) 先行取得用地をはじめ、企業庁が関わっている用地全てについて時価・含み損も含めて県民に明らかにするとともに、今後の土地利用計画について県民参加のものと見直すこと。
- (5) (株)夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。

3. 県営水道用水、工業用水事業について

- (1) 水道事業については、経済性の追求に偏った広域化・施設統廃合、民営化でなく、多発する自然災害に備えたリスク分散を行うこと。
- (2) 二部料金制や長期責任水量などの契約方式を見直し、全国的にも高い受水市町の水道料金をさらに引き下げること。
- (3) 工業用水は極端に安い料金で企業に供給している。揖保川第1工業用水は、1tあたり4円30銭で、50年前より2円10銭しか値上げしていない。工業用水道事業法にある「社会的経済的事情の変動による著しく不適當」な状態となっている安価な工業用水料金を見直すこと。また、工業用水の上水転用を規制すること。
- (4) 企業庁が取得した市川水利権は、数十年にわたり契約率が100%に到達していない。河川法に基づき、有効活用されていない水利権については返還も含めて検

討すること。

- (5) 淡路水道事業団への支援策を行い、明石海峡の導水管に関わる経費を負担するなど、高い料金を解消する施策を実施すること。
- (6) 新たに給水対象となる市町に対しても、条例施行規定にもとづき、県水の受け渡し地点は、すべて対象市町の所在地とすること。

4. 工事発注にあたって

- (1) 県幹部職員の天下り全面禁止など、談合防止対策を強化すること。
- (2) 談合があった場合は、地方自治法施行令に従い、入札参加資格の取り消しを迅速に行い、取り消し期間を原則24箇月（特例48箇月）とするなど厳正に対処すること。
- (3) 分離・分割発注を更に進め、中小零細企業への発注を増やすこと。
- (4) 末端下請け企業までの労務単価保障を行うために、企業庁の責任ですべての下請け契約を掌握・管理すること。不払いや不当な単価切り下げなどの事態が生じないように、発注者責任で検査をおこなうこと。
- (5) 下請代金不払および賃金不払を根絶するために、「公共工事の入札・契約の適正化促進法」および建設業法、とりわけ同法第41条に基づく勧告実施の決断も必要に応じて毅然と行うこと。不払いが生じたときは、発注者及び元請け企業に責任を果たさせるシステムを作ること。

《 病 院 局 》

1. 県立病院の建て替え、統合・再編について

- (1) 病院統合再編を目的とした、厚労省の一方的な病院名公表は、地域の実情を無視し、全国一律で机上の論理だけで押し付けようとする乱暴なものであり、抗議し撤回を求めること。地域医療を後退させ、地域の過疎化をますます加速させる統合再編は行わないこと。

- (2) 県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院、県立西宮病院と西宮市立中央病院、三田市民病院と済生会兵庫病院、市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院など、公立病院の統合再編計画については、住民の意見を十分に聞き反映させ、地域医療の後退につながらないようにすること。跡地の後医療機能を確保・充実を図ること。

2. 県立こども病院について

- (1) 災害対策の強化を。2018年9月台風第21号による高潮の影響で、こども病院駐車場周辺の道路が冠水し、アクセスが一時途絶えた。冠水しないよう対策を神戸市に強く求めること。
- (2) 県立こども病院で乳児期・小児期に手術や治療を受け、成人期以降も再手術や経過観察を含め通院が必要な患者が、継続して医療が受けられるよう拡充すること。
- (3) 病児の通院や入院の見舞いに保護者と来る病児の兄弟のための保育室のスペースがあるにも関わらず、活用されていない。病児の兄弟児の保育のためのボランティアを有償にしてでも最優先に募り、保護者が安心して付き添える環境を早急につくること。

3. 県立病院の医師も含めた定数の抑制で、例えば、県立リハビリテーション中央病院で筋電義手等の開発を担うには、医師が不足している。医師をはじめ、看護師や薬剤師など医療技術職、コメディカル、事務職、技能事務職も含め定数削減をやめ、ふやすこと。

4. 医師不足の解決のため、国に対して医学部の定員増など医師数を抜本的に増やすことを要望すること。医療秘書の配置をすすめること。

5. 丹波市へ移管された柏原看護専門学校について引き続き職員派遣など県の責任を果たすこと。

6. 県立病院の経営改善のために、診療報酬の改定を引き続き求めるとともに、必要

な一般財源を繰入れすること。無理な在院日数の縮小など、収入向上に偏重した病院運営を行わないこと。

7. 医療事故については、その原因・背景を調査分析し、その内容を全面的に公開し、患者・県民の意見も聞き、事故防止に役立てること。

8. 慢性化している、医師・看護師の超過勤務を早急に是正すること。

《教 育 委 員 会》

1. 憲法と子どもの権利条約の精神にもとづいて、教育の無償化・負担の軽減で教育格差をなくし、受験中心の競争教育を改め、すべての子どもが安心して学び、成長できる教育をすすめること。知事が任命権をもつ新教育長制度が導入され、総合教育会議がつくられているが、県が教育内容に介入せず、教育環境や教育条件整備をすすめること。

2. 神戸市立小学校の教員間暴行・暴言問題が発覚し、深刻な事態を招いている。実態の把握、原因究明、再発防止策などの対応は、学校と神戸市教育委員会などがすすめることになるが、学校や教育委員会の隠ぺい体質などが指摘もされ、子どもの権利を大切にしていない学校運営のあり方が問われている。県として、実情をふまえて、学校での子どもや教職員へのハラスメント・いじめ調査などをおこなうなど、子どもの権利が大切にされる学校運営に生かすこと。

3. 18歳選挙権が施行されたが、生徒が自分の意見を養うために、学校現場が政治について、萎縮することなく自由に語ることができ、多様な意見にふれる場であることが肝要である。行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への介入や、教員や高校生が当然もっている思想信条の自由や政治的自由の権利を踏みにじることはないようにすること。

4. 2021 年度の大学入学共通テストで利用する英語の民間検定試験が、2020 年 4 月から順次始まるとされている。しかし、「受験開始が前倒しになり高校生活がいつも試験勉強中心になる」「目的の異なる民間試験で成績を公平・公正に比べられるのか採点の公平・公正さも疑問」「家庭の負担が増大する。経済力や地域によって試験対応や受験機会に格差が生まれる」など問題点・懸念が指摘されているが、なんら解決されていない。全国高校長協会は、文部科学省に対し、2019 年 7 月に「不安の解消を求める」要望をだし、さらには、9 月「延期および制度の見直しを求める」要望書を提出しており、全国の校長の 7 割が延期を求めている。最も被害を受けるのは受験生である。関係者の切実な声に誠実に向き合い、英語の民間検定試験利用の中止、制度の見直しを国に強く求めること。

5. 学生の就職活動の早期化・長期化・過熱化をさせないルールづくりを行うよう国に求めること。「就活ルール」は、会社訪問や面接、内定などの「解禁日」を定めるだけでなく、就職試験や面接をはじめ企業の求人活動の在り方についても、学生の精神的、経済的負担に配慮し、大学教育と両立する規範となるようにすること。

6. 県の予算に占める教育費の割合は年々低下している。これまでの「県行革」による教育予算カットは、「学校図書が購入できない」「暑くてもエアコンが使えない」など、学校教育に支障をきたしている。教育予算カットをやめ、抜本的に引き上げること。

7. 義務教育における無償の対象が授業料や教科書代などに限られ、制服代などの負担が家計を圧迫している。実質無償となるよう国に働きかけること。就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。また、学校給食費の無償化をめざし、当面、必要な免除措置をすすめること。

8. 公立高校学区拡大・統廃合について

(1) 公立高校通学区拡大は、通学費や通学時間等の負担を増やし、受験競争を激化

させ、高校のさらなる「序列化」をもたらした。公立高校の入学者だけでなく、全中学校の卒業生への進路の把握と調査を行い、影響を検証すること。県として通学費補助をおこなうこと。

(2) 全県1学区など、これ以上の学区拡大はしないこと。

(3) 一般財団法人「兵庫県進路選択支援機構」ならびに学内到達度テストは、内申書を足して進路指導に使う場合、文部事務次官通知、及び県教委通知の業者テストに該当する。中学校長会を通じた指導だけではなく、全中学校に文書配布、徹底すること。

(4) 「県立高校の適正化」として、公立高校の統廃合を行わないこと。

9. 「全国一斉学力テスト」については国に対して中止を求め、抽出調査も必要最低限にするよう求めること。

10. 教育条件の整備・充実で、児童・生徒にゆきとどいた教育を保障するために

(1) 学級編制について

ア. 30人以下学級・少人数学級は、世界のすう勢であり、県民のつよい願いである。国に小1年の35人学級を堅持し、小2以上の実現をつよく求めること。県としても義務教育はもとより、高校教育でも30人学級を早期に実現すること。当面、35人以下学級を中学3年生までひろげること。

イ. 「少人数授業」については、差別・選別教育につながる能力別編制をしないこと。

(2) 教職員の増員と配置について

ア. 「行財政運営方針」による教職員の削減を行わないこと。

イ. 35人学級の実施など教育条件の向上のためには、加配教員の活用中心でなく、教員の抜本的増員を国に強く求めるとともに、県独自でも増員すること。

ウ. 産休等やむを得ない場合を除き、定数内の教師は臨時的任用はやめて、すべて、正規の教職員として採用すること。

エ. 養護教諭をすべての学校に複数配置すること。

オ. 児童生徒支援加配は、旧同和加配校に偏ることなく児童・生徒の実態を十分把

握しておこなうこと。

(3) 施設・設備の改善について

ア. 公立学校の耐震化について、県立学校については、100%達成したとのことであるが、市町立学校についても早急に耐震化を100%にすること。

イ. 老朽化した県立学校の建て替え、全2面改修、補修などの年次計画を立て、必要な予算を確保して早急を実施すること。

ウ. ①災害級といわれる猛暑から命と安全を守るために、すべての普通教室、特別教室、体育館への冷暖房施設の整備をすすめること。

②県立学校では、特別教室、体育館での設置を進めるために、抜本的に予算措置をおこない早急に整備すること。

③小中学校の普通、特別教室、体育館などの設置を促進するために、国の補助の継続を求めつつ、県独自の支援制度を創設し、来夏までに、すべての教室、体育館で空調を設置すること。

エ. ブロック塀など学校、通学路の徹底した安全点検を早急に行うこと。危険箇所の撤去、改修をおこなうための支援制度をつくり、国交省の防災・安全交付金などを活用し、撤去・改修を促進する。

障害者用のエレベーターを完備すること。また、すべての県立学校にエレベーターを早急に設置すること。

(4) 学校図書館の充実について

ア. 学校図書館の充実のため、司書教諭でなく、専任の図書館司書を配置すること。

イ. 学校図書 of 充実を積極的に図るために、各学校の図書購入費を増額できるようにすること。

(5) 学校選択制や小中一貫校については、促進しないこと。

(6) 武道の必修化にともなう柔道の事故防止対策を行うこと。

(7) 事故が問題となっている組体操について、調査と検証を行うこと。危険を伴う高さを競うアクロバットの的なものを見直し、安全指導ができる専門性を持った指導者を育成するとともに、内容についても安全を最優先し慎重に検討すること。

11. いじめ・不登校などの対策強化、こどもに寄り添う教育の充実へ

- (1) いじめの対応を絶対に後回しにせず、兆候があればただちに全教職員、保護者に知らせ連携すること。被害者の安全を確保した上で加害者にはやめるまで対応すること。被害者・家族の知る権利を尊重することなど、いじめへの基本的対応を徹底すること。
- (2) いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育を改め、子どもの声を聞き取り、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に務めること。
- (3) 教員の多忙化は子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。教職員定数の抜本増をはかり、教員数を拡大すること。
- (4) 外国籍のこどもたちを支援する多文化共生サポーターの増員と、その身分保障を行うこと。政令市、市町負担を軽減すること。
- (5) ネット・SNS（LINE等）を通じた、いじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。
- (6) 不登校の子どもの権利を尊重し、公的支援を拡充すること。不登校担当教員をすべての小中学校に配置すること。
- (7) 児童・生徒や保護者のカウンセリング、教師への助言・援助を行うスクールカウンセラーをすべての小学校へも配置すること。また、配置時間を増やすとともに、人員増員すること。
- (8) 「不登校」などで悩む家族が自主的に組織した「父母の会」との連携を強め専門家による助言など支援を強化すること。

12. 学校給食を食育としてさらに充実させるために

- (1) 安全で豊かな完全給食をすべての小・中・特別支援学校で実施すること。「全員喫食」を基本とした「実施計画」とするよう市町につよく働きかけること。
- (2) 未実施の中学校での給食導入が進むように国の「学校施設環境改善交付金」の増額を働きかけるとともに県の補助制度を創設すること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。

- (3) 食材の地産地消にさらに取り組むこと。また、パン・麺類については国産小麦を使用すること。
- (4) (財)兵庫県体育協会によって行われている学校給食事業の加工冷凍輸入野菜などの食品検査体制を強化すること。
- (5) 学校給食の異物混入防ぐよう、安全管理の徹底を行うこと。
- (6) 安全性や食育の観点からデリバリー方式はとらないことや、学校給食における民間委託やセンター方式でなく、自校方式で行うよう助言と支援を行うこと。
- (7) すべての学校で米飯給食が週3日以上行えるよう助成を行うこと。
- (8) TPP加入により、地元産食材の学校給食が困難になることも予想される。食育や地産地消に逆行するTPPから撤退することを国にもとめること。

1 3. 学校の安全対策について

- (1) 「安全配慮義務」を明記するなど、子どもの「安全に教育を受ける権利」を保障する「学校安全条例」を制定すること。
- (2) 安全対策のための施設改善とともに、不審者対応を含めた安全対策の専門職員配置をすすめること。
- (3) 安全・安心の学校とするため、各教室や特別教室などに、校内電話などを設置すること。
- (4) 地域のスクールガード活動への支援を強めること。

1 4. 授業・部活動など学校教育現場での体罰を根絶するために、教育の場でいかなる暴力も許されないこと、勝利至上主義に陥らないことなどを徹底し、繰り返し研修などを行うこと。

1 5. 障害をもつ子どもたちの教育権を保障するために

- (1) 「第2次行革プラン」で削減されたスクールアシスタント配置事業を復活すること。配置基準や単価の引き上げを国に求め、県補助を元に戻すこと。
- (2) 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増している。国に対し

特別支援学校の施設整備基準をつくることを求め、「分教室」仮設校舎の設置などの対策ですませるのでなく、新たな施設整備を含め早急に改善すること。特に急がれる阪神間、神戸市東部に、知的障害特別支援学校の新設を行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。

- (3) 国は県立高校普通科への特別支援学級設置の検討を進めているが、障害児教育の専門性を持った教職員の配置、施設整備など体制を整えること。
- (4) 特別支援教育コーディネーターをすべての学校に加配すること。
- (5) 障害別の特別支援学級の設置を進め、定員を1クラス6名以下にすること。障害が重度重複する児童生徒の在籍する学級や多人数が在籍する学級に加配など、教員や介助員の増員・待遇改善を行うこと。障害児学級へのシャワー室設置などの施設の拡充・整備を市町まかせにせず、県としても補助を行うこと。
- (6) LDやADHD、高機能障害児のための通級指導教室を希望に応じて設置すること。
- (7) 長時間通学問題をすみやかに解決すること。また、スクールバスの添乗に関しては安心と安全を担保できるよう、民間に委託することなく、介助員制度で実施すること。
- (8) 特別支援学校は、小規模分散の地域密着型とし、寄宿舍を存続し、拡充すること。特別支援学校の校区の再編にあたっては、保護者や地域の要望を充分尊重すること。
- (9) 特別支援学校の寄宿舍への正規教員の適切な配置と夜間警備体制をつくること。
- (10) 重症心身障害施設等における訪問教育については、「重度心身障害者の就学プラン」を拡充し、すべての施設で実施すること。
- (11) 医療的ケアが必要な障害児が通学する特別支援学校・通常学校に看護師を配置し、経費は全額公費負担とすること。
- (12) 卒業後の進路を保障すること。受け皿となる施設などの充実を図ること。
- (13) 地域における集団活動を保障するため「放課後児童対策」など健康福祉部との連携や、医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など障害児が放課後や休日に豊かな生活が送れるよう、条件整備を行うこと。

16. 高校教育について

- (1) 所得制限をいれた就学支援金は、教育無償化に逆行するものであり、公立高校授業料無償化復活を国に強く働きかけること。
- (2) ア. 国は、2020年4月から「年収590万円」以下の生徒に支援金を支給し、私立高校の実質無償化をめざすとしているが、対象になるのは3割である。私立高校就学支援金制度の所得制限を撤廃し、生徒全員を対象にし、入学金、授業料、施設整備費の無償にするよう、授業料補助単価の引き上げを国に求めること。
イ. 県の授業料軽減補助については、すべての生徒を対象にし、所得制限を撤廃し、実質無償化となるように制度を拡充すること。当面、年収910万円未満世帯までは引き上げること。国の就学支援金が増額することを理由に、県の授業料軽減補助予算を減らさないこと。
- (3) 県の「高校生等奨学給付金事業」は、年収250万円未満の高校生の授業料以外の教育費と対象が限られており、対象を広げること。高校生向けの給付制奨学金を県独自で創設すること。
- (4) 学級減を行わず、高校入学希望者の全員入学をめざすこと。
- (5) 過疎地での高校統廃合は、その地域のこどもの発達保障の場を奪い、地域の存立の基盤を崩すことともなる。少人数学級によるクラス数維持など高校の存立を守る独自の取り組みを進めること。
- (6) 定時制・通信制高校の統廃合をやめ、働きながら学ぶ場として保障すること。
また、定時制高校の募集枠を増やし、教職員の増員や教室の確保、給食の実施・充実など、条件整備を急ぐこと。
- (7) 高卒者の就職については、県下事業所に対して、正規雇用を強力に働きかけるとともに、専任の就職担当教員の増員や必要経費を確保するなど対策を抜本的に強化すること。
- (8) 労働基準法など、労働者の権利を身に付ける学習を高校教育に位置づけること。
- (9) 教科書の採択は、学校の自主性を尊重すること。
- (10) 制服の費用負担に対する実態調査をおこない、費用負担の軽減をはかること。

17. 大学生への給付制奨学金の抜本的拡充を国にもとめ、県独自で大学生向け給付制奨学金を創設すること。

18. 学校教育を受けずに来日した外国人、戦後の混乱期などに生活苦のために義務教育を受けられなかった人たちのための公立夜間中学校設置のための法的整備を国に求めるとともに、県として公立・自主的問わず夜間中学校への支援を強めること。

19. 児童の安全で豊かな地域生活実現のために

(1) 子どもたちが地域で自由に安全にすごせ、子どもの権利条約に謳われている「休憩・余暇・遊び・レクリエーション・文化的生活・芸術への参加権」を保障するため、以下の措置を講じること。

ア. 土曜休日の学習時間を平日に上乗せする学習課程にしないこと。また、行事の精選等も含め、児童・生徒の基礎学力の保障を中心に学校内で十分議論すること。

イ. 土曜休日のクラブ活動は自粛すること。

(2) スポーツ・文化・学習のための公的社会教育施設を整備・拡充すること。

(3) 社会教育活動の指導員の養成や課外活動の指導員の確保、専門職員の配置などを図ること。

(4) 国は「一体型放課後こども教室」は、学童保育の待機児童解消を名目に進めているが、それぞれの役割を十分果たせるよう「一体型」はやめること。小学生が放課後に安心して生活・活動できる場を確保するために、「放課後こども教室」事業の拡充を国に求めるとともに、県としても制度の拡充をすすめること。

(5) 障害児が地域でいきいき生活できるよう専門の指導員を大幅に増やし、送迎・介助の体制をとること。

20. 体験学習について

(1) 体験教育推進事業は、全県で実施してきた事業であり、神戸市の単独事業でなく、今後も県としての責任を果たすこと。

(2) 「自然学校」の日数・内容などは各学校の自主性にまかせること。

(3) 「トライやる・ウィーク」については、事前・事後における子ども、教師、保護者など関係者の論議を保障し、子どもの自主性・集団づくりに役立つものにする
こと。

(4) 自衛隊は、憲法違反の集団的自衛権行使容認、安保関連法制にもとづき、米軍
と一緒に海外で武力行使をおこなうことができる。トライやる・ウィークの実施先
としてはふさわしくない。自衛隊でのトライやる・ウィークは実施しないこと。

2 1. 「わくわくオーケストラ」については全県一律ではなく、遠方の市町の負担に
ならないよう場所の配慮など柔軟に検討すること。また、交通費用については県が
全額負担すること。

2 2. 「子どもの権利条約」を教育の土台として貫くために

(1) 子どもの権利や自由な意見表明を阻害する校則（ブラック校則）や「ゼロトレ
ランス（寛容ゼロ）」、体罰や「指導死」を学校からなくし、「生命、生存及び発達に
対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」など子どもの権利を最
大限保障すること。

(2) 「子どもの権利条約」の内容を児童・生徒・学校関係者に周知徹底するために、
副読本と指導書をつくり、学ぶ機会を保障すること。

(3) 教職員集団が日常的に「子どもの権利条約」にもとづく自己点検や討論ができ
る場を保障すること。また、教育研修のなかに、「子どもの権利条約」についての
学習をとりいれること。

2 3. 憲法と子どもの権利条約を柱とした「人権教育」の実施にむけて

(1) 人権文化創造活動支援事業のうち、いわゆる「解放学級」を従来どおり実施し
ているものについて、中止すること。

(2) 「同和教育」に固執する現行の「人権教育基本方針」を撤回し、「基本的人権」
と「人間の尊厳」を基本に据えた人権教育に改めること。

(3) L G B Tなど性的マイノリティについて、人権教育の柱に位置づけ、教職員の
研修を行うとともに、生徒への啓発を行うこと。

24. 道徳の教科化は、成績や評価の対象となり、内心の自由を損なう危険性があるので、国に撤回を求めること。

25. 内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは、学校教育現場で絶対に行わないこと。

26. 軍事教練として発展し、自衛隊の訓練中に二人の死亡者をだしている「銃剣道」を中学校の保健体育の「武道」の選択種目に入れるのはふさわしくない。県内で取り入れないこととあわせ、文科省の通知を撤回させるよう国にもとめること。

27. 県教育委員会について

- (1) 知事が任命権をもつ新教育長制度となり、行政の教育への介入が懸念されるが、教育は「子どもの学習権」の充足が第一義であり、その個性に応じて行われるべきものである。教育行政の独立性、自由と自主性を堅持するようつとめること。
- (2) 教育委員が現場に出向き、直接子どもや保護者、学校現場から不満や要求を聞き、行政からの提案をチェックすること。
- (3) 教育委員の待遇改善、事務局の体制確保と研修、多様な民意が反映されるような人選等、住民自治としての役割を果たすための環境を整備する。
- (4) 教育委員会や事務局で、子どもの権利条約を深める研修を行うこと。

28. 「主幹教諭」は、上からの「指示・命令」の学校教育に変質させるものであり、廃止すること。また、副校長・指導教諭の設置を行わないこと。

29. 職場環境と教職員の労働条件を改善するために

- (1) 教職員の長時間労働の改善をおこなうこと。
 - ア. この間の授業時数増に見合う定員増、持ち授業時数の上限を設けるなどにみあう定員増を国にもとめること。
 - イ. 増えすぎた授業時数の削減、事務処理の負担軽減など業務の改善をはかること。

ウ. 土日どちらかの休養の徹底や練習時間の上限規制など部活動の改善すること。

エ. 勤務時間の把握、1日8時間週40時間労働、労働安全衛生体制の確立、働きすぎたら休めるなど長時間労働の防止、勤務時間と健康についての研修など労働法の適用をうながすこと。教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度をつくることを国にもとめること。

(2) 法定内臨時的任用をなくし、すべて正規教諭とすること。

(3) 退職教員の再任用にあたっては定数の枠外とすること。

(4) 教員同士を分断する成果主義賃金につながる教員評価制度を廃止し、学校業務の民間委託はしないこと。

(5) 臨時教職員の雇用条件を改善するとともに、規定通りの労働時間を厳守し、サービス残業をしないように徹底すること。

(6) 非常勤講師の現在の一講義単価方式を改め、月給制・社会保険への加入など、労働条件の改善を図ること。

(7) クラス減となっても実習教員や事務職員の人数は減らさないこと。

(8) 旅費を大幅に確保すること。特に、特別支援学校の修学旅行に関して、安全に実施できるよう、引率教員確保の予算を別枠で措置すること。

30. 政府は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」の導入を狙っている。

厚生労働省の通知・指針では、変形労働時間制について、「恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度」と明記しているが、文部科学省調査では、公立の労働時間は11時間を超えており、子どもの対応などで勤務時間が延びることは日常茶飯事となっている。夏休み中も研修や部活指導などがあり、繁忙期も閑散期もなく導入の前提はあるとはいえない。学校現場からも導入に反対する声が相次いでおり、県として、政府に対し、学校での「変形労働時間制」を導入させないように要請すること。

31. 公立図書館の充実のために

(1) 県立図書館の蔵書・利用者数は、近隣府県と比べて大変遅れた実態であり、取り組みを抜本的に強化すること。

(2) 県下の図書館空白地域への支援をはかること。

3 2. 県民スポーツの振興のために

(1) 「県推進計画」に基づき、県民が気軽に低料金で利用できる県立スポーツ施設の整備をすすめること。

(2) 高齢者や障害者に配慮し、障害者専用あるいは優先的に使えるスポーツ施設を増設すること。

(3) スポーツから暴力やしごき、事故をなくすためにも、科学的なスポーツ指導者の養成をおこなうこと。

3 3. 表現の自由の保障、行政の不介入を原則とする「文化・芸術振興基本条例」を制定し、文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。

3 4. 県指定文化財について、県の補助金を増額すること。市町で文化的な活動に積極的に活用する計画・事業へ、財政的な支援をすること。

3 5. 県や神戸市等が景観形成重要建造物等に指定している建物を、耐震化などを理由に取り壊し、建替えが相次いでいる。歴史的にも貴重な建築物であり、街の景観や歴史・文化のまちづくりのためにも保存が求められる。県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。

3 6. 武庫川溪谷にある旧福知山線廃線敷き跡を、遊歩道として J R 西日本と西宮市によって整備されたが、宝塚市側も含めて、鉄道文化遺産として県民が活用できるように、J R 西日本に働きかけるとともに、県として支援すること。

《 警 察 》

1. 暴力団対策について

- (1) 山口組の内部抗争による発砲事件が相次いでいる。県警が厳戒態勢を敷いても、なお事件が起こっており、組織暴力団や銃器の携行に有効な手立てを打つべき警察当局の責任も厳しく問われる。徹底的に取り締まり、住民に被害が及ばないように、捜査を行なうこと。
- (2) 暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。

2. 「警察署などの再編整備素案」で示された豊岡北、養父、佐用警察署を廃止し、それぞれ豊岡南、朝来、たつの警察署へ統合、県下に9か所ある警部派出所も廃止し役割を縮小するという案は、地元から反対の声があがっており撤回すること。

行財政運営方針で示された警察署、交番、警部派出所、駐在所の再編・統合ありきの方針は再検討し、地域からの要望にそくし、適正に設置すること。

3. 風営法にもとづく飲食店への過度な取り締まりをやめること。法律の運用は、国会付帯決議(1984年)に基づき、表現の自由、営業の自由など憲法で保障された基本的人権を侵害しないよう慎重におこなうこと。

4. 県警機動隊の独身寮で相次いだ自殺の教訓にもとづいてパワハラ・いじめなどを一掃するための対策を講じること。

5. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。

6. 大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化すること。取締とともに、使用を繰り返す者に対して、薬物依存症の治療につなげるよう、関係機関と連携すること。

7. ヤミ金・振り込め詐欺や・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。

8. 警察の改革について

- (1) 県民に開かれ、身近に相談できる警察、現場重視の人事配置、市民相談室の改善、女性警察官をふやすこと。
- (2) 警備警察から市民生活の安全を守る警察行政にするため、地域警察官の比率を高めるとともに、キャリアシステムを改革し、警察勤務に誇りが持てるよう試験制度なども改革を行うこと。
- (3) 公安委員会の独立した事務局の設置や、委員の住民推薦・公選制の導入などの改革をすすめること。
- (4) 警察官の労働基本権を保障するため、労働条件の実態とその改善策を明らかにすること。給与削減や労働条件の改悪をしないこと。
- (5) 警察に許認可権がある「風営法」に関わるパチンコ業界、信号機設置企業など関係の深い業界、「交通安全協会」等への天下りをやめること。
- (6) 「裏金」の原資とも指摘されている刑事警察費の捜査報償費は、使い方を検証し、削減すること。

9. 交通事故・交通公害から県民、子どもの生命と健康を守るために

- (1) 大津市の保育園児死傷事故などをはじめとする重大な自動車交通事故が相次ぎ、交通安全対策の強化が急がれる。生活道路の安全確保のため、自動車優先から歩行者優先のろう路交通政策に切り替えるために以下の施策をすすめる。
 - ① 通学路に加え、園児等の移動経路など、子どもらの通行路を総点検し、危険箇所の安全対策を緊急に講ずること。
 - ② 危険箇所について、信号機・道路標識・ガードレールなど安全施設の設置、危険箇所を回避する通行路の見直し、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善を進めること。
 - ③ 学校や保育園、公園の半径 500m 以内の道路は、「ゾーン 30」区域の指定をすすめ

ること。「生活道路対策エリア」区域の拡充をおこなうこと。

- (2) 信号機設置箇所の増設、音響式信号機、エスコートゾーン、消えかかっている横断歩道の白線や道路標示など、交通安全対策のための予算を抜本的に拡充すること。
- (3) 神戸市の西神戸有料道路の無料化に伴う大型車両の通行増加、兵庫区での事故増は、住民の安全を脅かしている。神戸市とも協力し、さらなる対策を行うこと。
- (4) 自転車の交通マナー向上のため、取り締まりだけでなく、啓発等を徹底すること。
- (5) 過積載に対する取り締まりを強化すること。その際、運転者だけではなく雇用している企業及び元請等に対する厳しい指導、監督を行うこと。
- (6) 国道43号線、阪神高速神戸線の公害については、大型ディーゼル車の通行量の削減など、積極的に取り組むこと。

10. 道路交通法にもとづく、民間委託業者も含めた駐車違反取締りにについて

- (1) 中小・零細業者、医療・介護の車など、やむをえない事情がある場合は、十分に配慮を行うこと。
- (2) 駐車許可標章の周知・徹底をはかること。障害者の申請・発行については、近くの派出所などでも取り扱えるようにすること。
- (3) パーキングメーターの料金については、商店街などの要望に応え、柔軟な料金設定を検討すること。

11. 青少年犯罪の取り締まりと補導について

- (1) 青少年の取り締まりや補導にあたっては、「子どもの権利条約」の精神を十分に踏まえ、「少年警察活動規則」の厳格な実施ができるよう警察官の教育を徹底すること。
- (2) 「少年法」の適用にあたって、安易な厳罰主義を慎み、教育的立場を貫くこと。
- (3) 少年サポートセンターが未配置の地域にも計画的に配置し、補導活動を強めること。

- 1 2. 女性や子どもへの犯罪について、ストーカー規制法、改正 DV 防止法、児童虐待防止法の的確な適用、被害者の相談には、自治体担当者や性暴力被害センターと密接に連携し、問題解決まで対応すること。
- 1 3. 産業廃棄物、建設残土、家電製品、廃自動車、廃タイヤ、有害物資などの不法投棄等については、一層パトロールを強化し、「法」に基づき「指導と取り締まり」を徹底すること。
- 1 4. 認知症での行方不明者の捜索や未然に防ぐ対策を強化すること。そのための研修も行うこと。